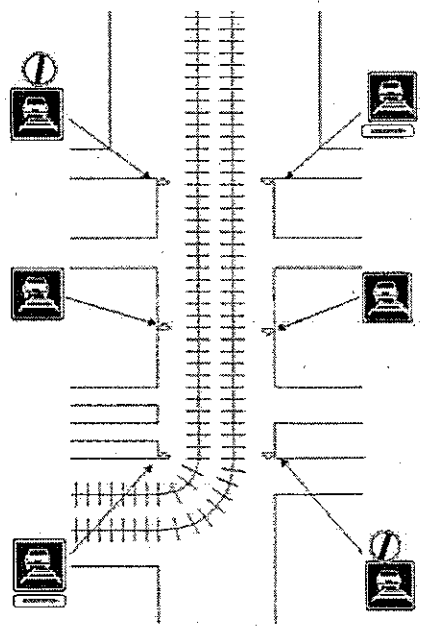


第32 軌道敷内通行可

規 制 実 施 基 準	規制目的	軌道敷のある交通頻繁な道路において、自動車の軌道敷内通行を認めることにより、当該道路における交通容量を増大させ、交通の円滑を図る。
	根拠等	法第21条第2項第3号 標識 402 
	対象道路	次のいずれかに該当する道路 1 交通量が軌道敷を除いた部分の交通容量を超えている道路。ただし、軌道敷が車両の通行に適さない場所等を除く。 2 軌道敷が道路の左側端にあるなど、特に必要な道路
	対 象	自動車
設 置 基 準	留意事項	1 交通の頻繁な道路における車両の通行の円滑化を図るため特に必要がある場合に実施すること。 2 軌道敷の構造、路面電車の運行状況等から軌道敷内の通行を認める自動車が軌道敷内を安全に通行できるかについて十分に検討を行うこと。 3 停留場の位置を明確にするため、道路標識「安全地帯(207)」、「安全地帯又は路上障害物に接近(208)」、「導流帯(208の2)」等を併設するなどの路面電車乗降者等に対する安全確保対策を確実に実施すること。 4 軌道管理者及び道路管理者と協議の上、安全地帯付近の照明、反射材等の夜間衝突防止措置及び軌道敷の路面整備等の安全対策を徹底すること。
	設置場所	自動車が軌道敷内を通行することができることとする道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
設 置 基 準	道 路	
	標 識	1 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側路端に道路標識「軌道敷内通行可(402)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする（図例参照）。 なお、広幅員道路等で特に必要がある場合は、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式を用いるものとする。 2 軌道敷内の通行を認める自動車の範囲を限定する必要がある場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置するものとする。 図例 

第33. 最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）

規制目的	区間を指定して行う最高速度の規制は、車両の最高速度を指定し、均一な交通流を確保することにより、交通の安全と円滑を図り、併せて道路交通に起因する障害を防止する。				
根拠等	法第22条	標識	最高速度 323	特定の種類の車両の最高速度 323の2及び503 A	  
		標示	最高速度 105		

規
制
実
施
基
準

1 一般道路（生活道路及び自動車の通行機能を重視した構造の道路を除く。）は、下記の基準速度一覧表により、基準速度を設定する。

基準速度一覧表

区分	地域	車線数	中央分離	歩行者交通量	基準速度
1	市街地	2車線		多い	40km/h
2				少ない	50km/h
3		4車線以上	あり	多い	50km/h
4				少ない	60km/h
5			なし	多い	50km/h
6				少ない	50km/h
7	非市街地	2車線		多い	50km/h
8				少ない	60km/h
9		4車線以上	あり	多い	60km/h
10				少ない	60km/h
11			なし	多い	50km/h
12				少ない	60km/h

規制速度
の
決定方法

- 市街地：D I D（人口集中地区）、非市街地：D I D以外
- 車線数：上下線の合計。3車線の場合は、2車線の基準速度に準じて設定する。
- 中央分離：物理的施設（縁石、柵等）により判別し、チャッターバーやポストコーンによるものは「分離なし」とする。
- 歩行者交通量：規制速度決定時点で最新の道路交通センサスのデータを使用する。
なお、道路交通センサスのデータがない道路においては、実測によるものとし、新設道路においては道路交通環境が類似した道路の歩行者交通量を参考とすること。
- 歩行者交通量多い：市街地701人／12h以上 非市街地：101人／12h以上
- 歩行者交通量少ない：市街地700人／12h以下 非市街地：100人／12h以下

2 基準速度一覧表で設定した基準速度を最大限尊重しつつ、下記の補正要因の例示を参考にし、現場状況に応じた補正を行い、原則として基準速度から±10キロメートル毎時の範囲で規制速度を決定する。
なお、この場合において、現行規制速度が実勢速度（85パーセントイル速度^{*1}）と乖離（おおむね20キロメートル毎時以上）している道路においては、適切な規制速度となるように検討すること。

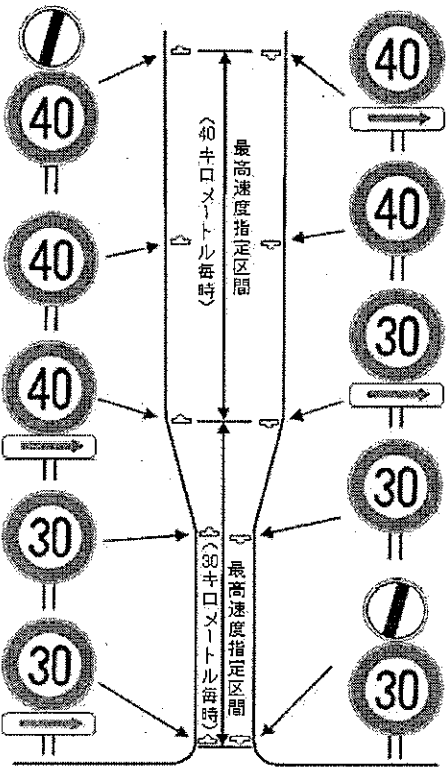
3 生活道路^{*2}における速度規制については、歩行者・車両の通行実態や交通事故の発生状況を勘案しつつ、住民、地方公共団体、道路管理者などの意見を十分に踏まえて、速度を抑えるべき道路を選定し、このような道路の最高速度は、30キロメートル毎時を原則とする。
なお、その場合には、関係機関との連携による物理的デバイスの設置を併せて検討した上で、実施すること。

4 自動車の通行機能を重視した構造の道路^{*3}で、かつ安全が確保された道路における最高速度は、70キロメートル毎時以上を原則とする。

^{*1} 85パーセントイル速度^{*1}：ある区間を走行する車両の速度を低い順番から並べた場合に、全体の85%が含まれる速度の値

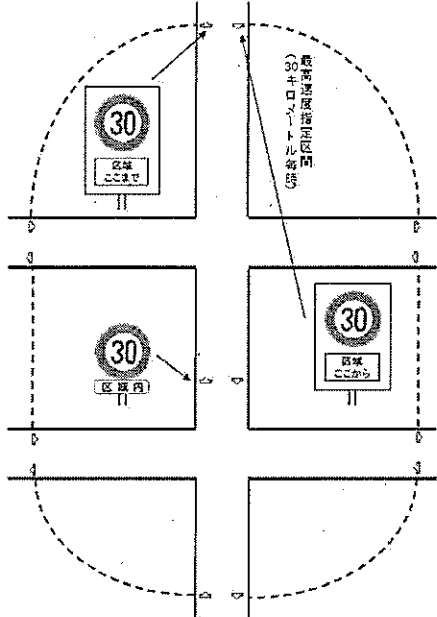
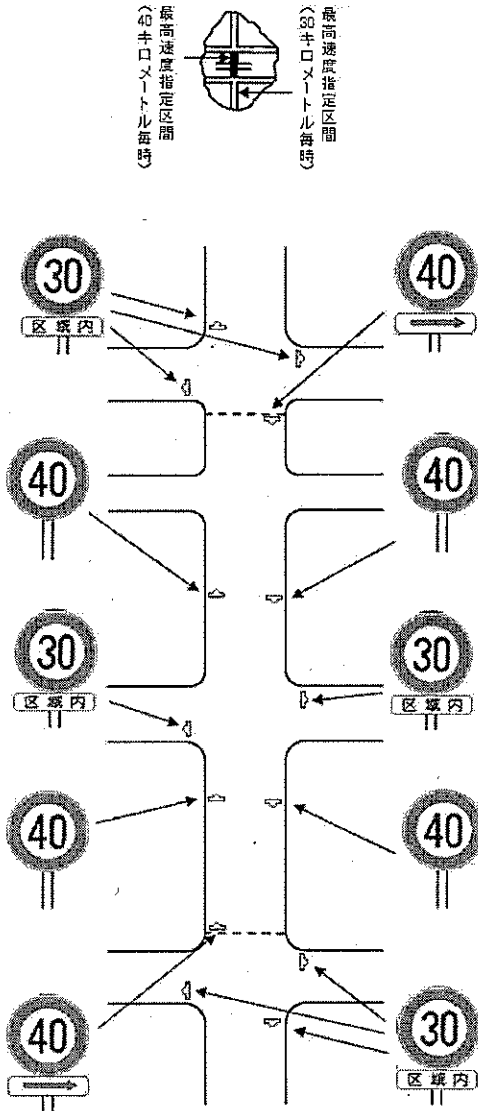
規制速度の決定方法		生活道路^{*2}：一般道路のうち、主として地域住民の日常生活に利用される道路 自動車の通行機能を重視した構造の道路^{*3}：一般道路のうち、道路構造の水準が高く、走行上の危険因子が少ない自動車の走行性を重視した道路 補正要因の例示 <table border="1"> <tr> <th>補正時の観点</th><th>基準速度を下方補正するケース</th><th>基準速度を上方補正するケース</th></tr> <tr> <td>安全性の確保</td><td>交通事故が多い 重大事故の発生割合が高い</td><td>交通事故が少ない 重大事故の発生割合が低い</td></tr> <tr> <td>生活環境の保全</td><td>人家、商店が多い 通学路である 大気汚染、騒音に配慮する必要がある</td><td>人家、商店が少ない 通学路でない</td></tr> <tr> <td>道路構造</td><td>歩道が設置されていない 視距が確保されていない 道路線形が悪い 路肩が確保されていない</td><td>歩道が設置されている 視距が確保されている 道路線形が良好である 路肩が確保されている</td></tr> <tr> <td>沿道状況</td><td>沿道出入口が多い 交差点間隔が短い</td><td>沿道出入口が少ない 交差点間隔が長い</td></tr> <tr> <td>交通特性</td><td>大型車混入率が高い 歩行者・自転車が多い 実勢速度が低い</td><td>大型車混入率が低い 歩行者・自転車が少ない 実勢速度が高い</td></tr> </table> ※ 本表の要因が唯一の判断材料ではなく、これ以外の要因による補正も可。 ※ 本表に示す全ての要因に該当していなければ、補正してはならないものではない。	補正時の観点	基準速度を下方補正するケース	基準速度を上方補正するケース	安全性の確保	交通事故が多い 重大事故の発生割合が高い	交通事故が少ない 重大事故の発生割合が低い	生活環境の保全	人家、商店が多い 通学路である 大気汚染、騒音に配慮する必要がある	人家、商店が少ない 通学路でない	道路構造	歩道が設置されていない 視距が確保されていない 道路線形が悪い 路肩が確保されていない	歩道が設置されている 視距が確保されている 道路線形が良好である 路肩が確保されている	沿道状況	沿道出入口が多い 交差点間隔が短い	沿道出入口が少ない 交差点間隔が長い	交通特性	大型車混入率が高い 歩行者・自転車が多い 実勢速度が低い	大型車混入率が低い 歩行者・自転車が少ない 実勢速度が高い
	補正時の観点	基準速度を下方補正するケース	基準速度を上方補正するケース																	
	安全性の確保	交通事故が多い 重大事故の発生割合が高い	交通事故が少ない 重大事故の発生割合が低い																	
	生活環境の保全	人家、商店が多い 通学路である 大気汚染、騒音に配慮する必要がある	人家、商店が少ない 通学路でない																	
道路構造	歩道が設置されていない 視距が確保されていない 道路線形が悪い 路肩が確保されていない	歩道が設置されている 視距が確保されている 道路線形が良好である 路肩が確保されている																		
沿道状況	沿道出入口が多い 交差点間隔が短い	沿道出入口が少ない 交差点間隔が長い																		
交通特性	大型車混入率が高い 歩行者・自転車が多い 実勢速度が低い	大型車混入率が低い 歩行者・自転車が少ない 実勢速度が高い																		
規制対象	車両等																			
基準		1 規制速度値は10キロメートル毎時単位とし、原則として30キロメートル毎時未満の最高速度は指定しないこと。一般道路においては、原則として70キロメートル毎時以上の最高速度は指定しないこと（自動車の通行機能を重視した構造の道路は除く）。 2 原則として60キロメートル毎時の最高速度の指定は行わないものとする。ただし、次のいずれかに該当する一般道路は、高速自動車国道と誤認されるおそれがあるので、必要がある場合は、最高速度60キロメートル毎時の道路標識を設置することができる。 (1) 高速自動車国道等と接続している一般道路 (2) 供用されている区間内の一部に最高速度60キロメートル毎時を超える規制が行われている一般道路 3 対象時間は原則として終日とする。ただし、道路交通状況により必要な場合は、昼夜別や日曜、休日及び平日等に区分して実施することができる。 4 規制期間は原則として通年とする。ただし、冬期における恒常的な路面の圧雪・凍結のある道路又は観光シーズンにおける交通量の増大等により特に必要がある道路については、期間を定めて規制することができる。																		
留意事項		5 時間又は期間を指定して行う最高速度の引上げ、引下げの規制は、原則として可変標識により運用すること。 6 同一路線における頻繁な規制速度の変化は、交通流に影響を及ぼすことから、規制区間長に留意すること。 7 都府県境付近における規制速度については、その斉一化のため、都府県警察相互間で調整を行うこと。 8 生活道路が集積して存在する場合は、区域を指定しての規制を検討すること。 9 自動車の通行機能を重視した構造の道路であっても、原則として80キロメートル毎時を超える最高速度は指定しないこと。 10 自動車の通行機能を重視した構造の道路は、原則として次のいずれにも該当する道路とする。 (1) 設計速度が60キロメートル毎時以上であること。 (2) 立体交差化されていること。																		

規 制 実 施 基 準	留 意 事 項	(3) 上下線が分離されていること。	
		11 70キロメートル毎時以上の最高速度を指定する場合は、交通事故発生状況を考慮するとともに、原則として歩行者等、軽車両及び原動機付自転車の通行止め規制を実施すること。	
		12 昼夜別速度規制については、実施基準により実施すること。	
		昼夜別速度規制実施基準	
		目 的	夜間（日没時から日の出時までの間）及び昼間（夜間以外の時間）を区分して行う最高速度規制（以下「昼夜別速度規制」という。）の実施に関して必要な一般的事項を定めることを目的とする。
		対象道路	1 山間部のカーブ等において夜間の交通事故が多発し、又は多発するおそれがあり、夜間の速度を引き下げる必要がある道路 2 騒音、振動等道路の交通に起因する障害があり、夜間における静穏な生活環境を保全する必要がある道路 3 道路照明がない等の理由で道路構造上危険な場所及びその前後の区間で、夜間の速度を引き下げる必要がある道路 4 速度規制の見直し等によって、昼間に限って速度を引き上げる必要のある道路
		運 用 の 基 本	1 昼夜別速度規制は、原則として昼間に対して夜間の速度を引き下げるものとし、その速度差は10キロメートル毎時を基準とする。 2 昼夜別速度規制は、あらかじめ内部に記憶している日出、日没の時刻により、自動的に標識の表示を2通りに可変する機能を有する道路標識を設置して行うものとする。
		実施上の留意事項	1 各都道府県の日出及び日没の具体的な時刻は、都道府県庁所在地における時刻（ただし、北海道は、釧路及び北見方面では根室の時刻、札幌、函館及び旭川方面では札幌の時刻）とする。 2 昼夜別速度規制区間の前後における速度規制は、原則として昼夜別速度規制区間の昼間の速度規制と同一とすること。 3 昼夜別速度規制は、速度規制区間における可変標識の一体的運用が必要であるので、定期的な点検整備と日常における点検を徹底し、適正な保守管理に努めること。
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	1 道路標識323 最高速度 最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端 2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度 車両の種類を特定して最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
		設置方法	1 道路標識323 最高速度 (1) 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側路端に道路標識「最高速度(323)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとし、当該標識が幹線道路等で交通量が多い道路では、必要により、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式を用いるものとする。 (2) 最高速度を指定する区間が連続し、かつ、それぞれの指定区間の最高速度が異なる場合には、手前の最高速度を指定する区間の終点標識を省略し、次の指定区間の始点標識を設置するものとする。（図例参照）。 2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度 最高速度の指定のうち、車両の種類を特定して最高速度の指定を行う場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置した道路標識「特定の種類の車両の最高速度(323の2)」を設置するものとし、その設置については前記1に同じ。

道 路 標 識 基 準	設置方法	図例 異なった最高速度を指定する区間が連続する場合 	
		1 可変標識については、文字を白色又は黄色、地を黒色としたLED標識を用いることができる。 2 80キロメートル毎時以上の最高速度区間では、原則として可変標識を設置して天候不良時等の臨時交通規制を行うこと。ただし、80キロメートル毎時の最高速度区間において、道路線形、高機能舗装の施工状況、交通事故発生状況、気象条件等を勘案し、交通管理上の問題が少ないと認められる場合は、固定標識を設置することができる。	
	道路標示	設置場所	最高速度を指定する区域内又は道路の区間内の必要な地点
		設置方式	必要に応じて、道路標識「最高速度(323)」に代え、又はこれに併せて道路標示「最高速度(105)」を設置するものとする。

第34 最高速度（区域）

規 制 実 施 基 準	規制目的	区域を指定して行う最高速度の規制は、地域全体について走行速度を抑制し、交通の安全と円滑を図り、併せて道路交通に起因する障害を防止する。
	根拠等	法第22条 標識 最高速度 323 特定の種類の車両の最高速度 323の2及び503 A 標示 最高速度 105 
	区域、道路の区間又は場所	1 生活道路 原則として、生活道路における交通事故抑止のためのゾーン対策を実施すべき区域とする。 2 広範囲の場合 原則として市街地や住宅街とするが、道路及び交通の状況から特に必要であると認められる地域も対象とすることができるものとする。
	対 象	車両等
設 置 基 準	留意事項	1 生活道路を対象とした区域を決定する際は、関係者（住民、自治体、道路管理者等）で協議・調整を行うこと。 2 当該区域規制が「市内全域」等のように広範囲に及ぶ場合、規制区域の境界は、一般ドライバーに分かるような河川、行政区域境等とすること。 3 規制区域内であっても、道路及び交通の状況から必要と認められる場合は、区間規制として速度の引上げ又は引下げを行うこと。
	設置場所 設置方法	1 道路標識323 最高速度 最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端 2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度 車両の種類を特定して最高速度を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端 1 生活道路において区域の境界部に区域規制標識を設置する場合は、原則として背板を用いた区域規制標識を左側の路端に設置するものとする。 なお、ゲート性をもたせるため、ゾーン入口の右側の路端にも併せて設置することができるものとする。 2 道路及び交通の状況により必要がある場合は、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式により設置するものとする。 3 区域の境界部において、区域外から区域内へ進行しようとする車両に対して始点標識を設置する場合は補助標識「始まり(505-C)」を、区域内から区域外へ進行する車両に対して終点標識を設置する場合は補助標識「終わり(507-D)」をそれぞれ附置するものとする（図例(1)参照）。 4 区域を指定して交通の規制を行う場合に設置する区域内標識については、補助標識「区域内(506の2)」を附置し、原則として背板を用いないものとする（図例(1)参照）。 5 区域内の道路に指定区域内における最高速度と異なる最高速度を指定した道路が交差する場合には、異なる最高速度指定区間と指定区域の道路との境界の地点に設置する指定区域及び指定区間の終点標識は、省略するものとする（図例(2)参照）。

道 路 標 識 基 準	設置 方法	図例(1) 区域を指定して行う場合  図例(2) 指定区域の中にこれと異なる最高速度を指定する区間がある場合 
		設置場所 最高速度を指定する区域内又は道路の区間内の必要な地点
		設置方法 第33 最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）に同じ。

第35 最高速度（自動車専用道路及び高速自動車国道）

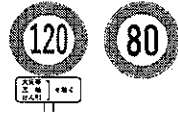
規 制 実 施 基 準	規制目的	自動車専用道路及び高速自動車国道における自動車の最高速度を指定し、均一な交通流を確保することにより、交通の安全と円滑を図り、併せて道路交通事故に起因する障害を防止する。
	根拠等	法第22条 標識 最高速度 323 特定の種類の車両の最高速度 323の2及び503 A 標示 最高速度 105 
	規制速度の決定方法	1 分離4車線以上の本線車道 以下の手順により規制速度を決定する。 (1) 各道路構造要素の数値の収集 曲線半径、片勾配、視距、合成勾配、縦断勾配、車線幅員及び路肩幅員の各項目の数値を道路管理者から収集し、又は実測する。 (2) 個別構造適合速度の算出 (1)で収集した数値を用い、表1～6により各項目ごとに個別構造適合速度を算出する。 (3) 構造適合速度の決定 (2)で求めた地点・区間ごとの個別構造適合速度の最小値を構造適合速度として採用する。 (4) 規制区間長の設定 (3)で算出した構造適合速度が前後の区間の構造適合速度より高く、かつ、構造適合速度の高い区間の長さがおおむね3～5キロメートル未満の場合は、当該区間においても、前後の区間の構造適合速度を適用する。 (5) 規制速度の決定 (3)及び(4)で算出した構造適合速度を最大限尊重しつつ、交通事故発生状況、渋滞状況等の現地状況を踏まえて、上限100キロメートル毎時の範囲内で規制速度を決定する。ただし、構造適合速度が120キロメートル毎時で、次の条件全てを満たす区間については、上限120キロメートル毎時の範囲内で規制速度を決定する。 ア 設計速度が120キロメートル毎時であること イ 実勢速度（渋滞の発生がなく、大型車混入率1パーセント未満である追越車線の平均速度）が100キロメートル毎時以上であること ウ 死傷事故率が高くないこと エ 一定の距離において速度規制の連続性が確保されること（原則20キロメートル以上） オ 道路や交通の状況に照らし、交通流の安全・円滑上の支障がないこと。具体的には、次の事項を考慮すること ・片側2車線の場合は大型車混入率が低いこと ・完成型であること（暫定型でないこと） ・自由流率（渋滞のない時間帯の割合）が概ね6割を超えていること 2 分離2車線の本線車道 1に同じ。ただし、上限80キロメートル毎時の範囲内で規制速度を決定する。 3 非分離2車線の本線車道 (1) 簡易中央分離施設が設けられている区間 原則として規制速度を70キロメートル毎時以下とする。 (2) (1)以外の区間 規制速度を60キロメートル毎時以下とする。 4 本線車道以外の部分 (1) インターチェンジ、サービスエリア及びパーキングエリアの出入路 原則として設計速度と同じとする。 (2) ジャンクションの連結路 設計速度及び関連道路等の規制速度を勘案して規制速度を決定する。

表 1 個別構造適合速度（曲線半径・片勾配）

曲線半径 (m)							個別構造適合速度
片勾配(%)							
0~1	1~2	2~3	3~4	4~5	5~6	6~7	
1134	1031	945	872	810	756	709	120km/h
716	656	606	562	525	492	463	100km/h
420	388	360	336	315	296	280	80km/h
218	202	189	177	167	157	149	60km/h
141	131	123	116	109	104	98	50km/h
84	79	74	70	66	63	60	40km/h
47	44	42	39	37	35	34	30km/h
21	20	19	17	17	16	15	20km/h

※ 本表は、道路構造令第15条（曲線半径）の規定値算出に使用される曲線半径と片勾配の関係式から設定

表 2 個別構造適合速度（視距）

視距	個別構造適合速度
210m以上	120km/h
160m以上～210m未満	100km/h
110m以上～160m未満	80km/h
75m以上～110m未満	60km/h
55m以上～75m未満	50km/h
40m以上～55m未満	40km/h
30m以上～40m未満	30km/h
30m未満	20km/h

※ 本表は、道路構造令第19条（視距等）から設定

表 3 個別構造適合速度（合成勾配）

合成勾配	個別構造適合速度
10%以下	120km/h
10%を超え10.5%以下	80km/h
10.5%を超え11.5%以下	50km/h

※ 本表は、道路構造令第25条（合成勾配）から設定

表 4 個別構造適合速度（縦断勾配）

縦断勾配	個別構造適合速度
5%以下	120km/h
5%を超え6%以下	100km/h
6%を超え7%以下	80km/h
7%を超え8%以下	60km/h
8%を超え9%以下	50km/h
9%を超え10%以下	40km/h

※ 本表は、道路構造令第20条（縦断勾配）の特例値から設定

表 5 個別構造適合速度（車線幅員）

車線幅員	個別構造適合速度
3.5m以上	120km/h
3.5m未満	80km/h

※ 本表は、道路構造令第5条（車線等）の特例値及び第13条（設計速度）から設定

表 6 個別構造適合速度（路肩幅員）

左側路肩幅員	個別構造適合速度
1.75m以上	120km/h
1.75m未満	80km/h

※ 本表は、道路構造令第8条（路肩）の特例値及び第13条から設定

対 象 自動車

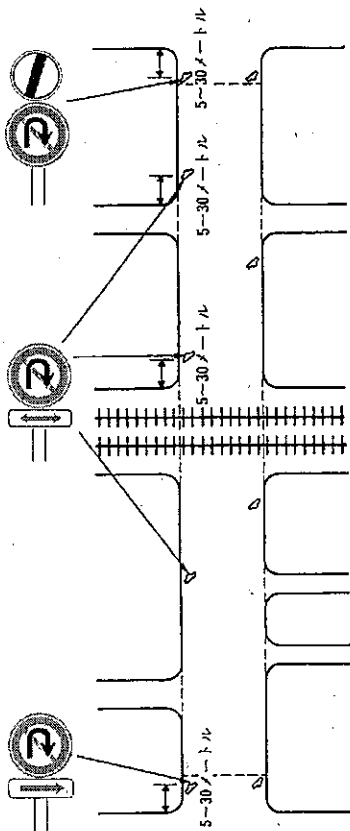
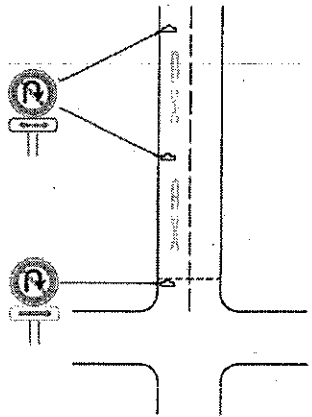
規 制 実 施 基 準	留意事項		1 規制速度決定に際しての留意事項 (1) 規制速度値は10キロメートル毎時単位とすること。 (2) 分離4車線以上で構造適合速度が100キロメートル毎時以上の高速自動車国道については、原則として最高速度を指定せず、同様の構造の自動車専用道路については、原則として令第27条第1項各号に該当する車両に対して、各号に定める最高速度の指定を行うこと。ただし、本規制実施基準における規制速度の決定方法1(5)ただし書に該当する場合を除く。 (3) 令第27条第1項第2号及び第3号に該当する車両に対しては、各号に定める最高速度を超える最高速度を指定しないこと。 (4) 低速区間、料金徴収施設及び本線車道終点の手前の区間並びに特に減速させる必要がある区間については、ドライバーに減速を適切に行わせるため、おおむね300メートルの区間ごとに10キロメートル毎時又は20キロメートル毎時差で段階的に低い最高速度を指定すること。 (5) 非分離2車線区間に挟まれた分離4車線区間の距離が3キロメートル未満の場合は、当該分離4車線区間の規制速度は、非分離2車線区間の規制速度と同一とすること。 2 その他の留意事項 (1) 都府県境付近における規制速度については、その斉一化のため、都府県警察相互間で事前に調整すること。 (2) インターチェンジ、サービスエリア及びパーキングエリアの出入路の設計速度は、40キロメートル毎時以上を確保するよう道路管理者に要請すること。 (3) 天候不良時等においては、情報板、ハイウェイラジオ等を積極的に活用した情報提供に努め、速度抑制を図ること。
	設置場所	1 道路標識323 最高速度 最高速度を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端 2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度 車両の種類を特定して最高速度を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端	
設 置 基 準	道路	1 道路標識323 最高速度 (1) 始点標識及び終点標識 ア 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側路端に道路標識「最高速度(323)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとし、必要により、オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式を用いるものとする。 イ 最高速度を指定する区間が連続し、かつ、それぞれの区間の最高速度が異なる場合には、手前の最高速度を指定する区間の終点標識を省略し、次の指定区間の始点標識を設置するものとする。 (2) 区間内標識 ア 原則として本線車道への流入部付近に設置する。 イ おおむね2キロメートルを超えない範囲で必要な地点に設置する。 2 道路標識323の2 特定の種類の車両の最高速度 最高速度の指定のうち、車両の種類を特定して最高速度の指定を行う場合は、補助標識「車両の種類(503-A)」を附置した道路標識「特定の種類の車両の最高速度(323の2)」を設置するものとし、その設置については前記1に同じ。	
	留意事項	1 高速自動車国道等における可変標識については、文字を白色又は黄色、地を黒色としたLED標識を用いることができる。 2 80キロメートル毎時以上の最高速度区間では、原則として可変標識を設置して天候不良時等の臨時交通規制を行うこと。ただし、80キロメートル毎時の最高速度区間において、道路線形、高機能舗装の施工状況、交通事故発生状況、気象条件等を勘案し、交通管理上の問題が少ないと認められる場合は、固定標識を設置することができる。 3 高速自動車国道と誤認される恐れがある自動車専用道路において、60キロメートル毎時の最高速度規制を実施する場合は、必要により道路標識を設置することができる。	
	道路標示	設置場所 最高速度を指定する道路の区間内の必要な地点 設置方法 必要に応じて、道路標識「(最高速度(323))」に代え、又はこれに併せて道路標示「最高速度(105)」を設置するものとする。	

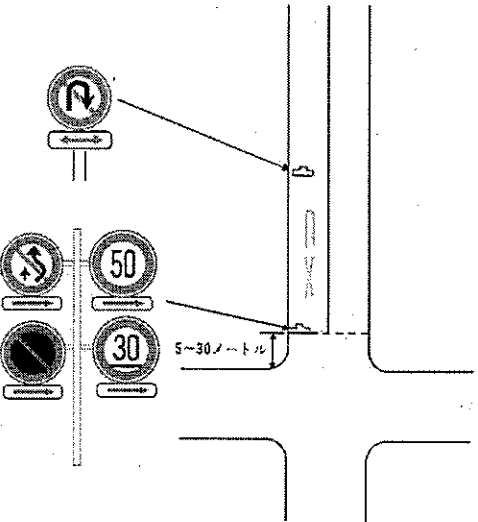
第36 最低速度

規制 実 施 基 準	規制目的	自動車の低速走行を規制することによって、交通の安全と円滑を図ることを目的とする。	
	根拠等	法第23条、法第75条の4 標識 324 参考（令第27条の2、令第27条の3） 	
	対象道路	原則として80キロメートル毎時以上の最高速度規制が行われている高速自動車国道以外の道路で特に必要と認められる区間	
	対 象	自動車	
設置 基 準	道路 標 識	設置 場所	自動車の最低速度を指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
		設置 方法	第33 最高速度（区域、自動車専用道路及び高速自動車国道を除く。）に同じ。 第35 最高速度（自動車専用道路及び高速自動車国道）に同じ。
	留意事項 1 本規制は、高速自動車国道と接続する自動車専用道路において最低速度の連続性を担保する必要がある区間及び橋梁部、観光地、名勝史跡等を通過する自動車の低速走行により、一般交通に著しく支障を及ぼす区間に限定して行うこと。 2 最低速度の指定は、原則として50キロメートル毎時とすること。 3 昼間の時間帯に恒常的な渋滞のある区間等では、原則として実施しないこと。		

第37 転回禁止

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両の転回が歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあると認められる場所（区間）の転回を禁止し、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第25条の2第2項	標識 313 標示 101  
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 幹線道路等又は交通量の多い道路で、かつ、車両の転回により交通事故又は交通渋滞が発生するおそれのある道路 2 カーブ、軌道敷、踏切付近、勾配の急な坂等、車両の転回が危険な道路の区間	
	対 象	車両	
	留意事項	1 本規制の実施により、転回する車両が他の場所に集中し、又は地域内道路へ流入するなど、新たな交通障害を生じるおそれがあるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 2 中央分離帯の開口部では場所規制を原則とするが、中央分離帯の開口部が連続する区間では区間規制とすることができる。 3 多車線道路においては、う回交通等による周辺道路への影響を考慮し、地域交通に支障がない場合は、中央分離帯（道路構造上やむを得ない場合は簡易分離帯等）の開口部の閉鎖がなされるように努めること。	
設 置 基 準	設置場所	車両の転回を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端又は中央分離帯	
	設置方法	1 区間規制 道路標識「転回禁止(313)」を左側の路端に設置する場合は、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置し、中央分離帯に設置する場合には、始まりの地点に補助標識「始まり(505-B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。この場合において、始点標識及び終点標識の設置場所が交差点にかかるときは、交差点からおおむね5～30メートルの距離において設置するものとする（図例参照）。 なお、区間内標識には補助標識「区間内(506)」を附置することとし、左側の路端に設置する場合において転回禁止の区間内にこれと交差する道路があるときは、道路及び交通の状況を勘案して、交差点からおおむね5～30メートルの距離において区間内標識を設置するものとする（図例参照）。また、中央分離帯の開口部等に設置する場合は、原則として当該開口部等の直前に設置するものとする。 2 場所規制 原則として道路標識「転回禁止(313)」は、本規制を行う場所の手前の中央分離帯又は左側の路端に設置することとし、必要により本板に補助標識「距離・区域(501)」を附置するものとする。	

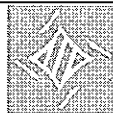
設置基準	道路標識	図例 道路標識の設置 
	設置場所	車両の転回を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点
	道路標識	1 道路又は交通の状況により必要がある場合は、道路標識「転回禁止(313)」に併せて道路標示「転回禁止(101)」を設置するものとする(図例(1)参照)。 2 転回禁止区間の始まり又は終わりの地点が橋梁、トンネル等にかかる場合で、道路標識を設置することが困難なとき、又は道路標識が特定の場所に集中して著しく見えにくくなるおそれがある場合には、道路標識に代えて道路標示を設置するものとする(図例(1)、(2)参照)。 図例(1) 道路標識に併せて道路標示を設置する場合 

設置基準	道路標示	留意事項	図例(2) 道路標識に代えて道路標示を設置する場合 
------	------	------	--

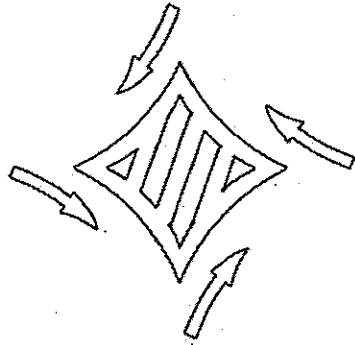
第38 車両横断禁止

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両の横断が歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあると認められる場所（区間）について、その横断（道路外の施設又は場所に入出入りするのための左折を伴う横断を除く。）を禁止して、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第25条の2第2項 標識 312 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 幹線道路等又は交通量の多い道路で、かつ、車両の横断により交通事故又は交通渋滞が発生するおそれのある道路 2 カーブ、軌道敷、踏切付近、勾配の急な坂等、車両の横断が危険な道路の区間
	留意事項	1 本規制の実施により、横断する車両が他の場所に集中し、又は地域内道路へ流入するなど、新たな交通障害を生じるおそれがあるので、規制の実施に当たり十分な検討を行うこと。 2 中央分離帯の開口部では場所規制を原則とするが、中央分離帯の開口部が連続する区間では区間規制とすることができる。 3 交差点の右折禁止（指定方向外進行禁止）との混同を避けるため交差点付近（おおむね30メートル手前の部分）においては、原則として実施しないこと。 4 多車線道路においては、う回交通等による周辺道路への影響を考慮し、地域交通に支障がない場合は、中央分離帯（道路構造上やむを得ない場合は簡易分離帯等）の開口部の閉鎖がなされるように努めること。
設 置 基 準	設置場所	車両の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端又は中央分離帯
	設置方法	車両の横断（道路外の施設又は場所に入出入りするのための左折を伴う横断を除く。）の禁止規制を行う場合の道路標識「車両横断禁止(312)」の設置は、第37転回禁止の項を準用するものとする。

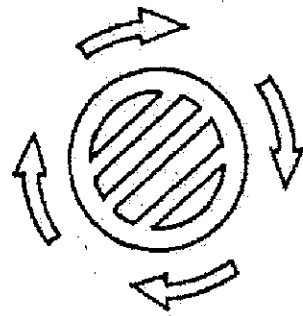
第39 右左折の方法

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両（特定小型原動機付自転車、軽車両及び法第34条第5項本文の規定により二段階右折をする一般原動機付自転車を除く。）が交差点において右折又は左折するときに通ずべき部分を指定することにより、交差点における交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第34条第1項、第2項、第4項 標示 111 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する交差点 1 交差点の中心部等を指定する必要がある広幅員道路の交差点 2 斜め交差又は多岐交差等で交差点の中心部が分かりづらいため、交通流に乱れのある交差点 3 右折又は左折をした後に通ずべき車両通行帯を示す必要がある交差点
	対象	車両。ただし、特定小型原動機付自転車、軽車両及び法第34条第5項本文の規定により二段階右折をする一般原動機付自転車を除く。
	留意事項	1 交差点の形状、方向別の交通量、交通流等の基礎調査を十分行い、交差点の中心に限らず交差点を通ずる車両が最も安全、かつ、円滑に右折又は左折できるような位置及び方法を選定すること。 2 交差点の改良等を必要とする交差点については、道路管理者と必要な調整を行うこと。 3 車両が通ずる部分を明確にするため導流化を行い、必要により交差点内に導流帯を設置すること。 4 右左折の方法の設置にあつては、状況により進行方向別通行区分等の規制を併せて行うこと。
設 置 基 準	設置場所	車両が交差点において右折又は左折するときに通ずべき部分を指定する交差点又はその直近の必要な地点
	設置方法	1 車両が右折するとき矢印の示す方向に交差点の中心の直近の内側より、中央の標示に沿った部分を通ずる場合には、図例(1)の記号を設置するものとする。 2 車両が右折するとき交差点の中心の直近の外側を通ずる場合には、図例(2)の記号を設置するものとする。この場合は、法定の右折方法と異なることから現場において混乱がないように留意すること。 3 車両が右折するとき矢印の示す方向(交差点の中心の直近の内側又は外側)により、中央の標示に沿った部分を通ずる場合には、図例(3)の記号を設置するものとする。 4 車両が左折又は右折するとき、矢印の示す方向により、破線に沿った部分を通ずる場合には、図例(4)の記号を表示するものとする。 5 幹線道路又は広幅員道路の一方通行路と交差する交差点等で、左折又は右折をした後に通ずる車両通行帯に入るように左折又は右折することを示す場合は、図例(5)に示すところにより設置するものとする。 6 変形の交差点において右折方法を指定する場合は、図例(6)に示すところにより設置するものとする。 7 道路標示「右左折の方法(111)」の記号は例示であるが、図例に示す様式によりがたい場合は、当該交差点の形状その他交通の状況等により、適宜これを応用した表示（例えば、中心部の形状を若干変更する等）とすることができる。

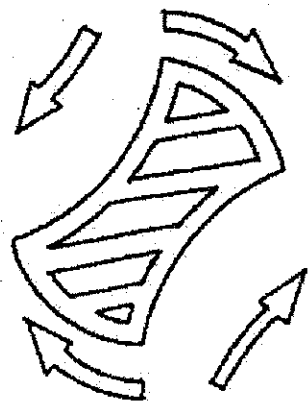
図例(1) 右折内小回り



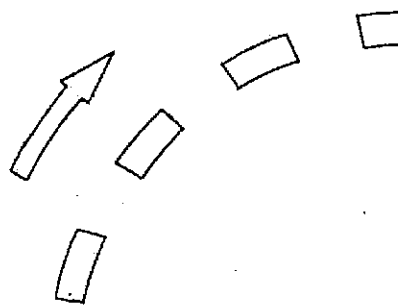
図例(2) 右折外回り



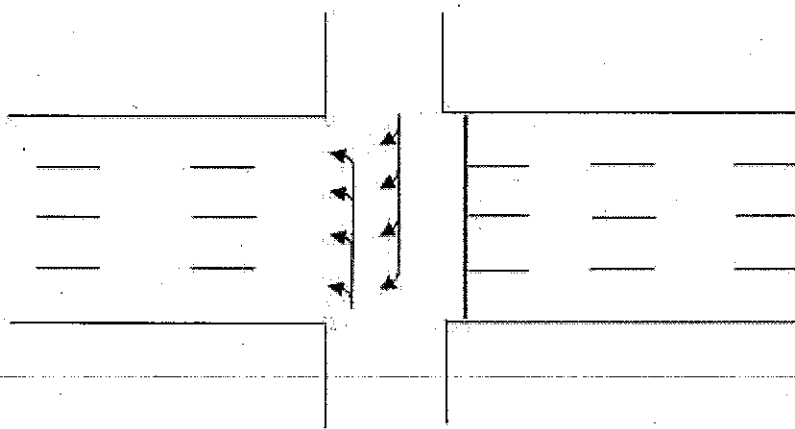
図例(3) 右折内小回り及び右折外小回り

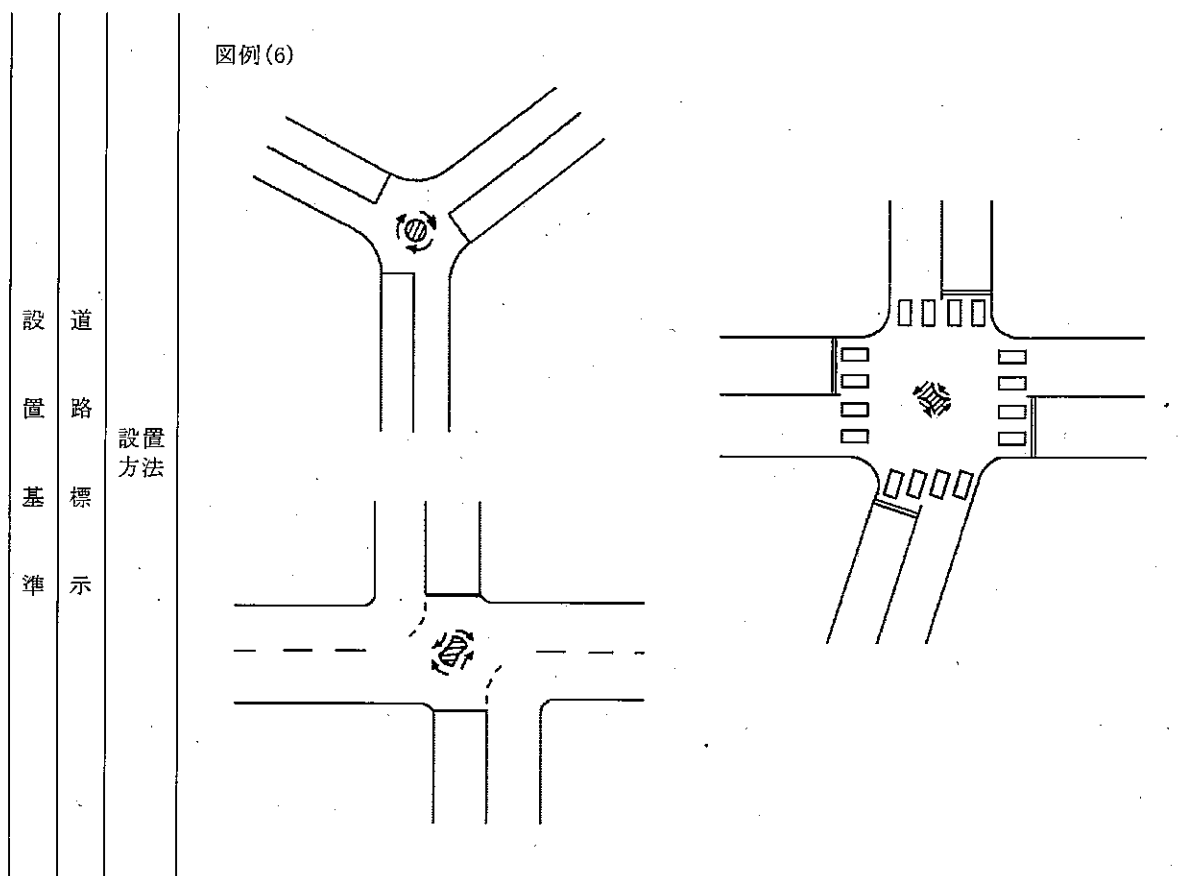


図例(4)

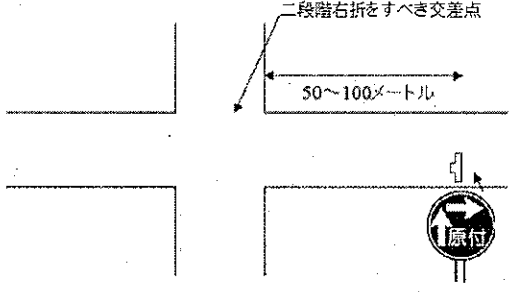


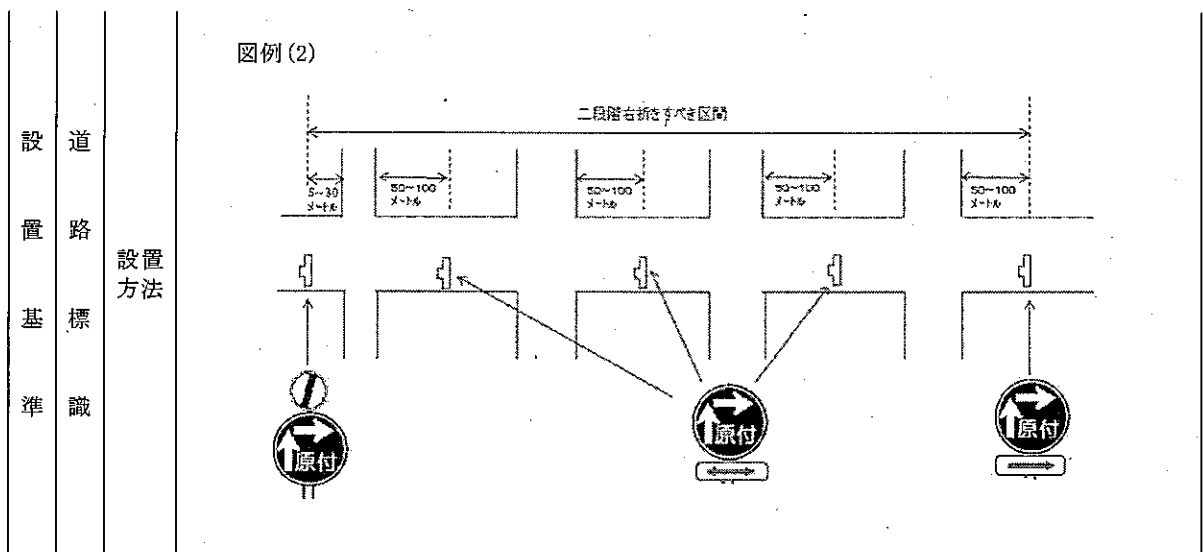
図例(5)





第40 一般原動機付自転車の右折方法（二段階）

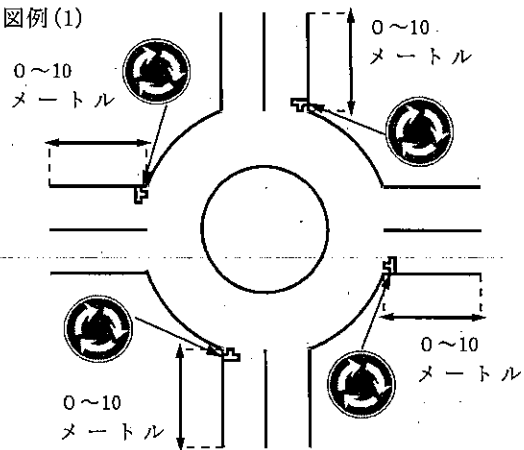
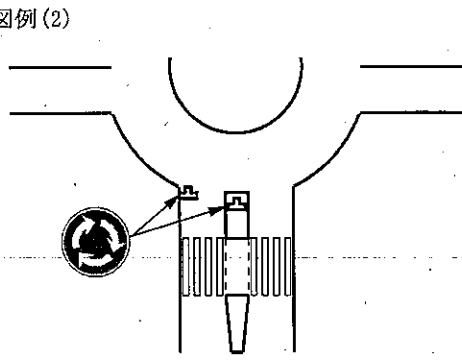
規 制 実 施 基 準	規制目的	交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につき、交差点の側端に沿って通行すべきことを指定することにより、交差点における交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第34条第5項 標識 327の8 
	対象道路	片側の車両通行帯が2以下の道路で、原則として次のいずれかに該当する交通整理が行われている交差点 1 交通量が多いため一般原動機付自転車が右折するため道路の中央又は右側端に寄る際に危険性のある交差点 2 車両通行帯の指定されている道路と交差する交差点 3 道路構造が特殊な交差点
	留意事項	1 一般原動機付自転車の滞留場所の確保等必要により交差点の改良等がなされるように努めること。 2 片側の車両通行帯が2か3か不明確な道路については、車両通行帯を明確化するための措置をとること。 3 本規制は、各交差点単位に判断するだけではなく、二段階右折と小回り右折が同一路線で混在しないよう整合性を図ること。 4 二段階右折をする交差点における信号機の点滅運用を行わないこと。
設 置 基 準	設置場所	交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につき交差点の側端に沿って通行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
	設置方法	1 交差点ごとに一般原動機付自転車の右折方法（二段階）を指定する場合（図例(1)参照） 交差点ごとに一般原動機付自転車の右折方法（二段階）を指定し、道路標識「一般原動機付自転車の右折方法（二段階）（327の8）」を設置する場合は、二段階右折をすべき交差点の手前おおむね50～100メートルの距離において道路の左側の路端に設置するものとする。 図例(1)  2 交通整理の行われている交差点を2以上含む道路の区間にわたり一般原動機付自転車の右折の方法（二段階）を指定することが特に必要な場合（図例(2)参照） (1) 始点標識は、二段階右折をすべき道路の区間内の最初の交差点の手前おおむね50～100メートルの距離において道路の左側の路端に設置するものとする。 (2) 終点標識は、二段階右折をすべき道路の区間の終わりの地点（交差点を越えて5～30メートルの距離をおいた地点）における道路の左側の路端に設置するものとする。 (3) 本規制区間内にこれと交差する道路がある場合には、道路及び交通の状況を勘案して、交差点の手前おおむね50～100メートルの距離において道路の左側の路端に設置するものとする。



第41 一般原動機付自転車の右折方法（小回り）

規 制 実 施 基 準	規制目的		交通整理の行われている多通行帯道路の交差点における一般原動機付自転車の右折につき、あらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定することにより、交差点における交通の安全と円滑を図る。
	根拠等		法第34条第5項 標識 327の9 
	対象道路		原則として次のいずれかに該当する交通整理が行われている多通行帯道路の交差点 1 三差路等の交差点で、二段階右折のための安全な滞留スペースが確保できない交差点 2 変形交差又は多枝交差等のため二段階右折に適していない交差点 3 スクランブル交差点
	対 象		一般原動機付自転車
	留意事項		1 同一路線の近接した交差点において、一般原動機付自転車の二段階右折と小回り右折とが混在しないよう整合性を図ること。 2 交通量の多い交差点では、青色灯火矢印信号、時差現示等により右折車の安全の確保に努めること。 3 道路標示「右左折の方法(111)」を設置するなど交差点内の通行方法を明確にする措置をとること。 4 車両通行帯の意思決定が別途行われていること。
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	交通整理の行われている交差点における一般原動機付自転車の右折につきあらかじめ道路の中央又は右側端に寄るべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
		設置方法	第40 一般原動機付自転車の右折方法（二段階）に同じ。

第42 環状の交差点における右回り通行

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両の通行の用に供する部分が環状の交差点において、車両が右回りに通行すべきことを指定するとともに、車両等の優先関係を明らかにすることにより、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第4条第3項 標識 327の10 
	対象道路	原則として次のいずれにも該当する交差点 1 環状部分が全体として1つの交差点と認められる交差点 2 流出入口、環状部分とも1車線の道路により構成される交差点 3 交通の安全と円滑の観点から、車両が環状部分を右回りに通行することが適当であると認められる交差点 4 横断歩行者や自転車を含めたピーク時間帯における交通状況に鑑み、流出入口及び環状部分の交通の安全と円滑を確保することができる交差点
	対 象	車両
道 路 標 識	留意事項	1 本規制の実施に当たっては、流出入口及び環状部分の交通の安全と円滑の確保に支障が生じることがないように、近接する交差点を含め、周辺の交通状況を十分確認すること。 2 環状部分に交通流を遮断する一時停止場所や横断歩道等を設置せず、また、原則としてバス停留所や停車帯等は設置されないように、関係機関と調整を行うこと。 3 本規制を実施する場合は、横断歩行者や自転車の通行実態に鑑み、必要に応じて流出入口に第6横断歩道及び第61自転車横断帯に従って、横断歩道や自転車横断帯を設置すること。 4 環状交差点における通行方法が遵守されるよう通行方法等についての周知を図ること。 5 流入部の道路形状が、環状部分を左回りに通行することがないものとなっているか確認し、必要に応じて道路管理者と調整を行うこと。 6 夜間における逆走等を防止するため、道路照明等の設置がなされるよう努めること。
	設置場所	車両が右回りに通行すべきことを指定する環状の交差点の手前の必要な地点における左側の路端
道 路 標 識	設置方法	原則として左側の路端に設置するものとし（図例(1)参照）、道路幅員や交差点の形状等から道路標識を左側の路端に設置しても視認性を確保することができない場合には、右側の路端にも設置するものとする。ただし、交通島等の施設を利用して道路標識を設置する場合は、右側の路端に代えて道路の中央にも設置できるものとする（図例(2)参照）。 図例(1)  図例(2) 
	留意事項	道路及び交通の状況により必要がある場合は、道路標識「規制予告（409-A）」を設置すること。

法定外表示

法定外表示については、次によるものとする。

1 設置する場合

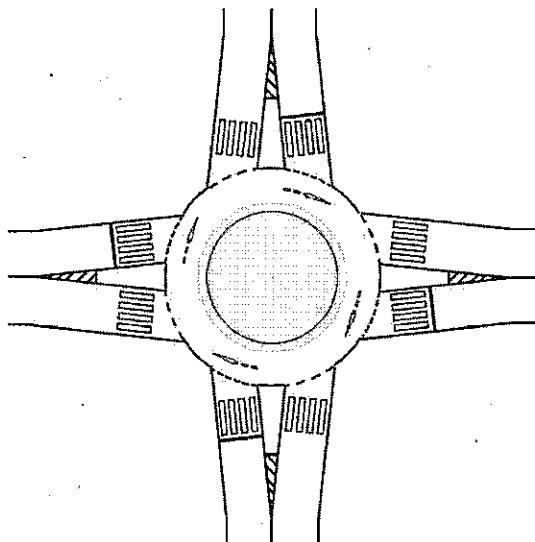
環状交差点において、環道の右回り（時計回り）の進行方向や環道交通と流入交通との優先・非優先関係を示すために、必要に応じて設置すること。

2 様式及び色

様式については、図例のとおりとし、色は白色とすること。

図例 環状交差点における路面表示

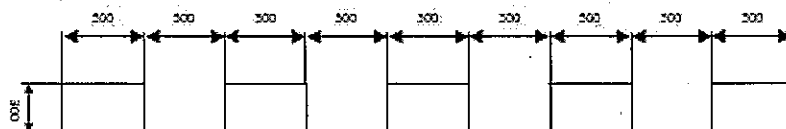
標準位置図



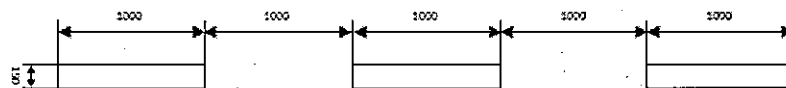
標準寸法図

◆ 流入部の路面表示

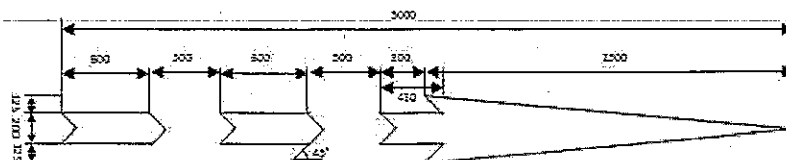
[mm]



◆ 流出部の路面表示

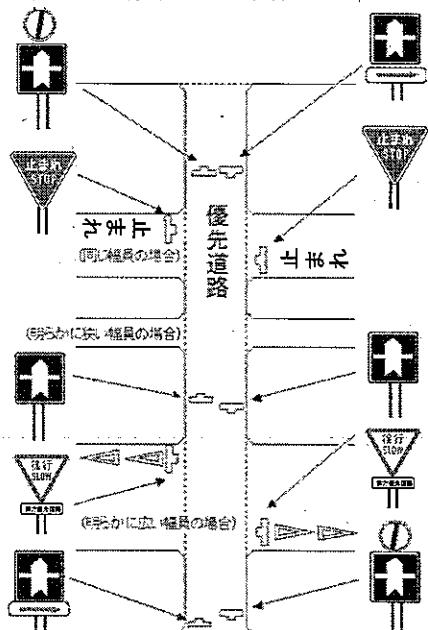


◆ 環道の右回り（時計回り）の進行方向を示す路面表示

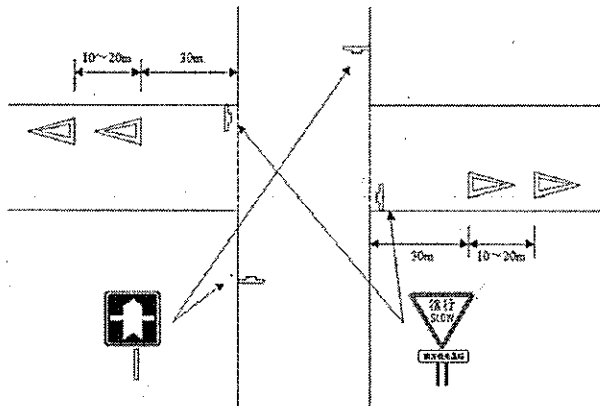


※ 環状交差点の外径に合わせて、適宜の曲率をつけること。

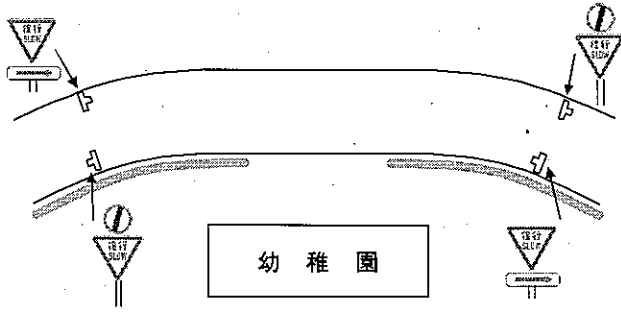
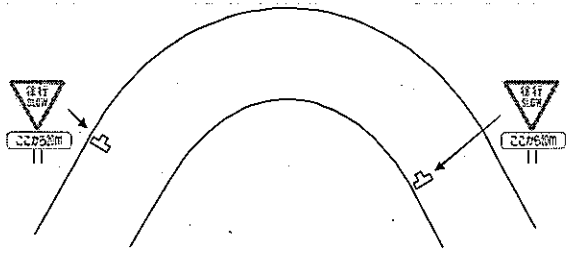
第43 優先道路

規 制 実 施 基 準	規制目的	交通整理の行われていない交差点において、通行している道路が優先道路であることを明らかにし、交差点等における交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第36条第2項 標識 405 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 道路幅員がほぼ同じ道路の交差点で、一方の道路の交通を優先させる必要がある道路 2 道路幅員が異なる道路の交差点で、幅員が狭い道路の交通を特に優先させる必要がある道路
	対 象	車両等
	留意事項	1 優先道路と交差する道路(非優先道路)側交差点の手前には、道路の交通状況により、前方優先道路規制又は一時停止規制を行うこと。 2 道路標識による優先道路の指定は、交差点内に中央線又は車両通行帯を設置できない場合に行うこと。 3 道路管理者が、車道中央線を交差点内に設置する場合、当該道路は優先道路になることに留意し、設置に際しては交通管理上必要な意見を申し入れること。
設 置 基 準	設置場所	優先道路として指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
	設置方法	1 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側の路端に道路標識「優先道路(405)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507 A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする(図例参照)。 2 始点標識又は終点標識の設置場所が交差点にかかるときは、交差点からおおむね5～30メートルの距離の地点に設置するものとする。 図例 道路標識による場合 

第44 前方優先道路

規 制 実 施 基 準	規制目的	交通整理の行われていない交差点において、当該交差点と交差する前方の道路が優先道路であることを示すことにより、優先関係を明確にし、交差点等における交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第36条第2項 標識 329の2-A・B及び509 標示 211 
	対象道路	道路及び交通の状況から交差道路が優先道路であることが分かりづらいなど、前方の道路が優先道路であることをあらかじめ示す必要がある道路
	留意事項	1 原則として優先道路規制と一体として実施すること。 2 左右の見通しがきかないなど、徐行では安全が保たれない場合には、一時停止規制を実施すること。
設 置 基 準	設置場所	優先道路と交差する道路の当該交差点手前の必要な地点における左側の路端
	道路標識	1 前方優先道路の表示は、道路標識「前方優先道路(329の2 A・B)」に補助標識「前方優先道路(509)」を附置して行うものとする(図例参照)。 2 新設又は更新する場合は、原則として道路標識「前方優先道路(329の2-A)」を用いること。 図例 
	設置場所	当該道路と交差する前方の道路が優先道路であることをあらかじめ示す必要がある地点
	道路標示	「前方優先道路(211)」の表示方法 道路標示「前方優先道路(211)」を設置する場合は、図例に示す方法によるものとする。 図例 

第45 徐行

規制 実 施 基 準	規制目的	車両等が直ちに停止することができる速度に制限することにより、交通の安全と静穏な生活環境の保全を図る。
	根拠等	法第42条 標識 329-A・B 
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する道路 1 幼稚園、小学校、病院等が沿道にあり、これらの施設の利用者の安全な通行を確保する必要がある道路の区間又は場所 2 カーブ、急な坂道その他道路構造上、特に必要な道路の区間又は場所 3 騒音、振動等交通公害のため、特に必要と認められる道路の区間又は場所
	対 象	車両等
設置 基 準	留意事項	規制区間は、必要最小限とすること。
	設置場所	車両等が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
	設置方法	1 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側の路端に道路標識「徐行(329 A・B)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする(図例(1)参照)。 2 本規制の区間がおおむね30メートル未満の場合には、始点標識「始まり(505-A・B)」に代えて、補助標識「距離(501)」のうち「ここから〇〇m」と表示されたものを附置し、終点標識を省略するものとする(図例(2)参照)。 3 新設又は更新する場合は、原則として道路標識「徐行(329-A)」を用いること。
	図例	図例(1)  図例(2) 

第46 一時停止

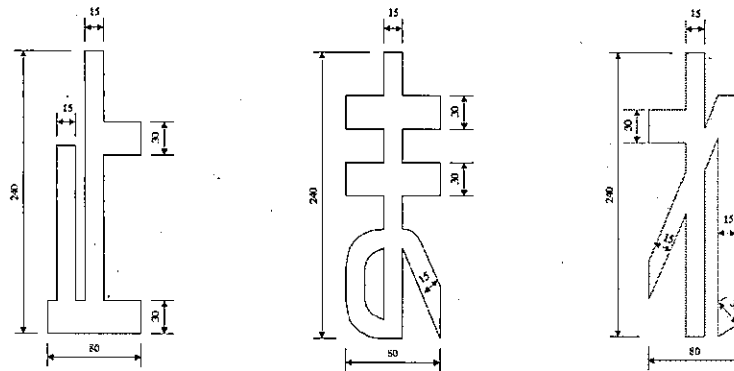
規 制	規制目的	交通整理が行われていない交差点又はその手前の直近において、車両等が一時停止すべき場所を指定することにより、交差点通行の優先順位を明確にし、交通事故の未然防止、危険防止の措置を徹底させ、交差点及びその付近における交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第43条 標識 330 A・B 	
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する交差点又はその手前の直近 1 屈折、勾配、道路工作物等により左右の見通しがきかない交差点 2 多岐交差点等その形状が複雑な交差点 3 出会い頭等の交通事故が発生するおそれのある交差点 4 その他交差点の優先関係を明確にする必要がある交差点	
	対象	車両等	
施 基 準	留意事項	1 本規制の実施に当たっては、交通事故防止、交通流の円滑化、交通量の抑制等について十分考慮すること。 2 本規制の実施場所が次の(1)から(4)に該当する場合は、原則としてそれぞれに示す道路の側で実施すること。 (1) 広い道路と狭い道路が交差する場合は、狭い道路 (2) 幅員が同じ場合は、交通量の少ない道路 (3) 丁字路の場合は、突き当たる方の道路 (4) 直近に信号機の設置された交差点がある場合は、当該信号機に対面しない方向の道路 3 全方向の一時停止規制は、原則として実施しないこと。 4 屈折部等夜間における視認性の悪い場所については、警戒標識が設置されるように努めること。 5 踏切直前の一時停止場所については実施しないこと。 6 赤色点滅信号機を設置している交差点については実施しないこと。 7 舗装道路においては、原則として道路標示「停止線(203)」及び法定外表示「止まれ」を設置すること。	
設 置 基 準	設置場所	車両等が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端	
	設置方法	1 道路標識等による停止線が設けられている場合は、停止線と同一地点又は停止線の手前に設置するものとするが、道路の状況等によりこれにより難い場合は、この限りでない。 2 道路標識等による停止線が設けられていない場合は、交差点の手前で、可能な限り交差点に接近した地点の路端に設置するものとする。 3 道路及び交通の状況により必要がある場合は、オーバー・ハング方式により設置するものとする。 4 新設又は更新する場合は、原則として道路標識「一時停止(330-A)」を用いること。	
	留意事項	道路及び交通の状況等から夜間の視認性及び誘目性を高める必要がある場合は、当該箇所の交通の実態等を勘案し、必要に応じて灯火式道路標識又は自発光式道路標識を用いること。	

法定外表示については、次によるものとする。

- 1 設置する場合
一時停止の交通規制を実施している場所に、原則として「止まれ」文字表示を行うこと。
- 2 様式及び色
様式については、図例(1)によるものとし、色は白色とする。
- 3 その他
(1) 原則として「縦表示」を用いること。
(2) 道路の状況等に応じて、縮小等の寸法等の軽微な修正のみ行うことができる。
(3) 「止まれ」文字表示を行う場所において、効果を高める場合には、必要に応じて強調表示を設置すること。様式については、図例(2)のとおりとし、色は白色とすること。

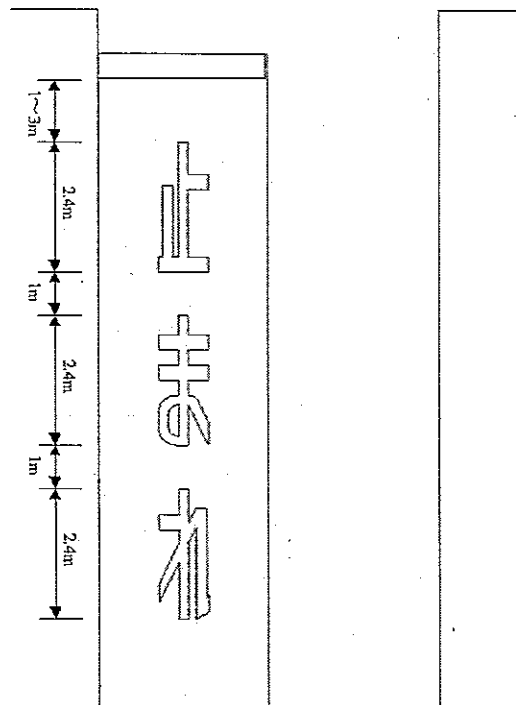
図例(1) 「止まれ」文字表示

寸法図 (単位: cm)



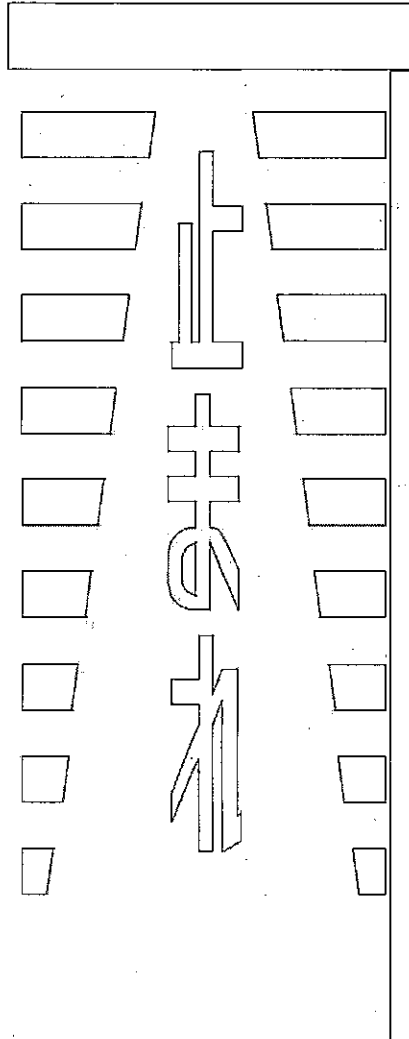
法定外表示

位置図

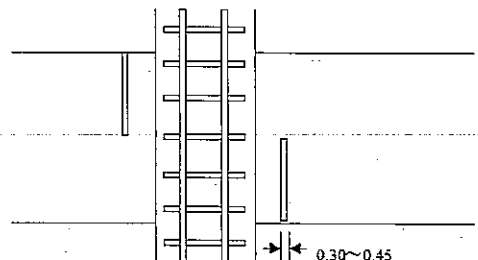


図例(2) 「止まれ」文字表示の強調表示

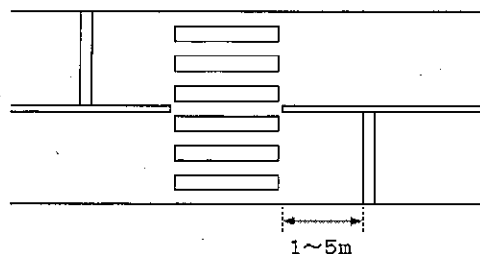
法定外表示



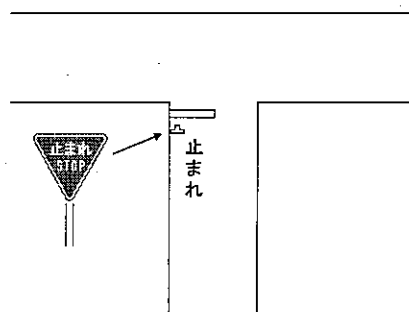
第47 停止線

規 制 実 施 基 準	規制目的	車両が停止する場合の位置であることを示すことにより、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第33条第1項、第38条第1項、第43条、第50条第1項 標識 406の2 標示 203、203の2 
	対象道路	法令により停止することとされている次のいずれかに該当する場所 1 車両が法第33条第1項の規定により、踏切の直前で一時停止する場合の停止する位置を示す必要がある場所（図例(1)参照） 2 車両が法第38条第1項の規定により、横断歩道の直前で一時停止する場合の停止する位置を示す必要がある場所（図例(2)参照） 3 法第43条の道路標識により、一時停止の規制が行われている場合において、車両が停止する位置を示す必要がある場所（図例(3)参照） 4 信号機又は警察官等により、交通整理が行われている交差点において、車両が令第2条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により停止することとなる場合の停止位置を示す必要がある場所
	対 象	車両
	留意事項	停止すべき場所を明示する必要がある場合において、停止線を設けること。
設 置 基 準	道路標識	設置場所 車両の停止位置を示す必要がある地点における路端 設置方法 道路又は交通の状況、積雪その他の理由により、道路標示「停止線(203)」の設置が困難な場合又は設置しても視認性の確保が困難な場合に、道路標示「停止線(203)」に併せて、又はこれに代えて道路標識「停止線(406の2)」を設置するものとする。
	設置場所	1 道路標示「停止線(203)」 車両の停止位置を示す必要がある地点 2 道路標示「二段停止線(203の2)」 二輪及び二輪以外の車両について、それぞれ異なる停止位置を示す必要がある地点
	道路標識	交通整理の行われている交差点に停止線を設置する際、特に二輪及び軽車両の安全を確保する必要がある場合は、道路標示「二段停止線(203の2)」を設置するものとする。この場合における停止線の間隔は道路及び交通の状況に応じて、おおむね3～4メートルとし、「二輪」及び「四輪」の文字の大きさは、原則として縦1メートル、横1メートルとする（図例(4)参照）。 図例(1) 
	設置方法	(注) 踏切の直前に設置する場合は、一時停止した車両が線路を十分見通せる位置に設置するものとする。

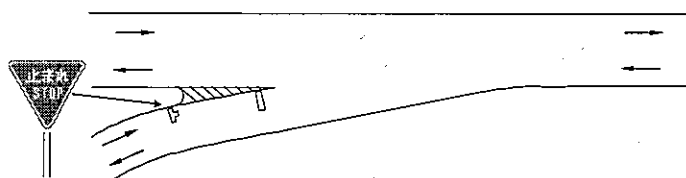
図例(2)



図例(3) ①

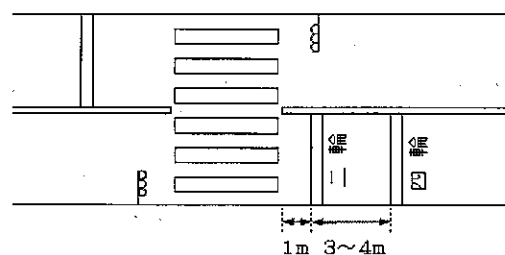


②

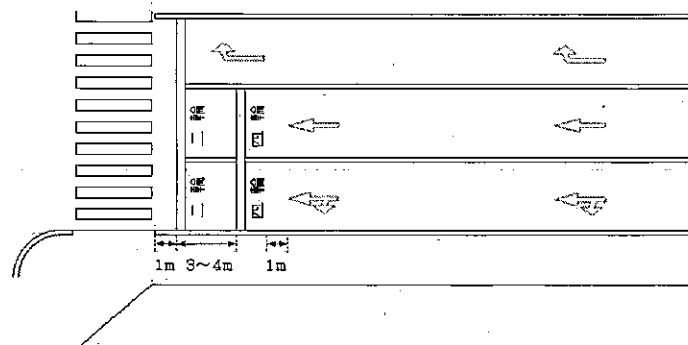


(注) 交差する道路の状況がよく視認することができ、かつ、その道路の交通を妨げない位置に設置するものとする。この場合において、道路標識「一時停止(330 A・B)」と道路標示「停止線(203)」は、同一地点又は道路標識「一時停止(330-A・B)」を道路標示「停止線(203)」の手前に設置するものとするが、道路状況等によりこれにより難しい場合は、この限りでない。

図例(4) ①



②



留意事項

- 1 一時停止規制が実施されていない場所に法定外表示「止まれ」を設置しないこと。
- 2 非舗装道路又は積雪等により停止線が認識できなくなる場所には、道路標識「停止線(406の2)」を設置し、停止位置を明確にすること。

第48 駐車禁止

規 制 実 施 基 準	規制目的		車両の駐車を禁止することにより、交通の安全と円滑の確保を図る。
	根拠等		法第45条第1項 標識 316 標示 104 
	対象道路		次のいずれかに該当する場所 1 幹線道路等自動車交通量の多い場所 2 盛り場、繁華街、商店街、駅周辺等で多数の交通が集中し錯綜する場所 3 学校、幼稚園、福祉施設等の周辺や住宅街などで、歩行者・自転車の安全な通行を確保する必要性が高い場所 4 駐車車両が路線バス等の運行に支障を及ぼすおそれのある場所 5 道路幅員が急に狭くなった部分、橋梁、高架下及びその付近で安全と円滑を確保する必要がある場所 6 その他、交通の安全と円滑を図るため駐車を禁止することが特に必要な場所
	対 象		車両。ただし、特定の車両を除き又は限定することができる。
制 実 施 基 準	留 意 事 項		1 本規制は区間規制を原則とするが、結果として一定区域内の全ての道路の区間について、同一内容の本規制を実施する場合には、区域規制の方法により行うことができる。 2 駐車禁止の規制を行おうとする区域又は道路の区間内に法第44条第1項各号に掲げる道路の部分（以下「法定駐停車禁止場所」という。）がある場合においても、法定駐停車禁止場所を含めて駐車禁止の規制を行うことができる。 なお、この場合において、当該法定駐停車禁止場所における停車及び駐車が禁止されていることに変わりがない。 3 自動車交通量が比較的少なく、道路及び交通の状況からみて、道路の一方の側についてのみ規制を実施すれば足りる場合には、片側についてこれを行うものとする。 なお、片側のみ規制を行う際は、沿道住民の公平性も勘案し、月、日又は時間を指定して交互に規制を行っても差し支えない。 4 道路の構造及び地域の交通実態を勘案し、地域の駐車管理構想に基づいたきめ細かな駐車規制を行うこと。 (1) 特定の時間帯、曜日に多数の自動車が集まって交通の妨害となるおそれのある道路の区間については、本規制を当該時間帯等に限定して行うこと。また、特定の車種や用途ごとに異なる駐車需要がある場合は、車両の車種等を限定して行うこと。 (2) 路上における短時間の駐車需要が高いと認められる道路の部分で、当該地域の短時間駐車需要を路外駐車施設で収容することが困難であり、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制の実施を検討すること。 (3) 商業・業務集積地域等物流交通が中心で一般交通が少ない地域においては、当該地域の路外駐車施設の整備状況を踏まえ、貨物自動車を除外した駐車禁止規制、貨物自動車を対象とした時間制限駐車区間規制等を行うこと。 (4) 駐車規制については、常に道路の構造及び交通実態に応じた合理的なものとなるよう、地域の意見要望等を十分踏まえて、点検、見直しを行うこと。 なお、駐車規制の見直しは、駐車車両を交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれの少ない場所に誘導するという観点から行うこととし、その際には、駐車の効用にも配慮すること。 5 駐車需要が多い地域においては、地方公共団体等に働き掛けて、駐車場（荷さばきのための駐車施設を含む。）の整備がなされるよう努めること。 6 駐車車両の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がないこととなる道路では、原則として本規制を実施しないこと。
	設置基準	設置場所	車両の駐車を禁止する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
		設置方法	1 区間を指定して駐車禁止の規制を行う場合 (1) 始点標識及び終点標識 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側の路端に道路標識「駐車禁止(316)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に

設 道
置 路
基 標
準 識

設置
方法

補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする。

駐車禁止を指定する区間が交差点を挟んで連続する場合(一方の規制区間と他方の規制区間の間に法定駐車禁止場所又は法第45条第1項各号及び第2項本文に掲げる道路部分(法定駐車禁止場所)がある場合を含む。)には、手前の駐車禁止を指定する交差点の終点標識を省略し、始点標識の代わりに区間内標識を設置するものとする。

(2) 区間内標識

駐車禁止の区間内の必要な地点の左側の路端に、おおむね次の表に示す基準により区間内標識を設置するものとする。

道路環境 設置間隔区分	市街地	非市街地	自動車の通行機能を重視した構造の道路
路側標識の設置間隔	100～200	400	800
オーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式による道路標識の設置間隔	300～600	500～800	800
路側標識とオーバー・ハング方式又はオーバー・ヘッド方式による道路標識との設置間隔	300～500	400～600	800

なお、道路標識「駐車禁止(316)」に、道路標示「駐車禁止(104)」を併設する場合には、この基準によらず必要な地点に設置するものとする。

2 区域を指定して駐車禁止の規制を行う場合

(1) 始点標識及び終点標識

駐車禁止の区域の境界の地点における道路の左側の路端に道路標識「駐車禁止(316)」を設置し、規制区域外から規制区域内に進行する車両に対して始点標識を設置する場合は、補助標識「始まり(505-C)」を、規制区域内から規制区域外に進行する車両に対して終点標識を設置する場合は、補助標識「終わり(507-D)」をそれぞれ附置するものとする。

(2) 区域内標識

ア 区域を指定して交通の規制を行う場合に設置する区域内標識については、補助標識「区域内(506の2)」を附置し、原則として背板を用いないものとする。

イ 規制区域内の区域内標識の設置間隔については、前記1の(2)を準用するものとする。ただし、当該場所が区域内であることを容易に識別することができる場合には、道路及び交通の状況を勘案して、前記1の(2)に示す間隔の3倍まで設置区間を延長することができる。

3 本規制を行う道路の区間に法定駐停車禁止場所がある場合

(1) 道路標識によって規制するとき

法定駐停車禁止場所と駐車禁止の区間内標識の設置地点の間に一定の間隔(おおむね10メートル以上)を保つものとする。

(2) 歩車道の区別のある道路の区間において、道路標識を用いずに、道路標示によって規制するとき

法定駐停車禁止場所を含めて道路標示「駐車禁止(104)」を設置するものとする。

4 本規制を行う道路の区間に駐停車禁止の指定がされている場所(以下「指定駐停車禁止場所」という。)がある場合

(1) 道路標識によって規制するとき

ア 駐停車禁止の指定が終日にわたる場合

指定駐停車禁止場所の始まり及び終わりの地点に道路標識「駐停車禁止(315)」を設置し、駐車禁止の区間内標識は、これと一定の間隔(おおむね10メートル以上)をおいて設置するものとする。

イ 駐停車禁止の指定が時間を限って行われる場合

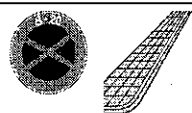
指定駐停車禁止場所の始まり及び終わりの地点に道路標識「駐停車禁止(315)」と駐車禁止の区間内標識とを併せて設置するものとする。

(2) 歩車道の区別のある道路の区間において、道路標識を用いずに、道路標示によって規制するとき

指定駐停車禁止場所については道路標示「駐停車禁止(103)」を設置し、それ以外の場所については道路標示「駐車禁止(104)」を設置するものとする。

設置基準	道路標示	設置場所	車両の駐車を禁止する道路の区間の左側の歩道
		設置方法	歩車道の区別のある道路の区間については、必要に応じて、道路標識「駐車禁止(316)」に代え、又はこれに併せて道路標示「駐車禁止(104)」を設置するものとする。 なお、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して規制する場合は、原則として道路標示を設置しないものとする。

第49 駐停車禁止

規 制 実 施 基 準	規制目的	停車及び駐車を禁止することにより、交通の安全と円滑の確保を図る。
	根拠等	法第44条第1項 標識 315 標示 103 
	対象道路	次のいずれかに該当する場所 1 路線バス等優先・専用通行帯の規制を実施している区間 2 駅前広場等多数の車両が集中する施設の周辺の区間であって、駐停車車両による影響の大きい場所 3 その他交通の安全と円滑を図るため、特に停車及び駐車を禁止する必要がある区域又は場所
	対 象	車両。ただし、特定の車両を除き又は限定することができる。
設 置 基 準	道路標識	設置場所 車両の駐車及び停車を禁止する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
		設置方法 第48 駐車禁止に同じ。
	道路標示	設置場所 車両の駐車及び停車を禁止する道路の区間の左側の歩道
		設置方法 第48 駐車禁止に同じ。

第50 時間制限駐車区間

規制目的	時間を限って同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることを指定し、かつ、車両が引き続き駐車することができる時間を表示することにより、必要やむを得ない短時間の駐車需要に応じ、交通の安全と円滑の確保を図るとともに、駐車秩序を確立する。
根拠等	法第49条第1項、法第49条の3第2項及び第3項 標識 318、504の2 標示 112、113、114 
対象道路	次のいずれの条件も満たす場所 1 短時間駐車需要が多く、かつ、無秩序な駐車が問題となっている地域であって短時間の駐車需要を路外駐車場で収容することが困難と認められる場所 2 原則として法定の駐(停)車禁止場所以外の場所 3 原則として幹線道路以外の道路。ただし、幹線道路であっても交通量に比して通行する上で余裕があり、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備（以下「パーキング・メーター等」という。）を設置し、本規制を行っても交通の安全と円滑に支障がないものにあつては、この限りでない。 4 原則として歩車道の区別のある道路。ただし、歩道のない道路であっても歩行者の交通の安全に支障がない場合は、この限りでない。 5 法第49条の3第3項の道路標示によって区画された道路の部分以外の車道幅員が、相互通行の場合にあつては片側3.5メートル以上、一方通行の場合にあつては4.0メートル以上確保できる道路。ただし、規制等により大型車の通行のない場合については、相互通行の場合にあつては3.0メートル以上、一方通行の場合（道路の両側に歩道又は路側帯のあるものに限る。）にあつては3.5メートル以上確保すれば足りるものとする。 6 路線バスの運行に支障を生じない道路 7 災害時における避難路、緊急交通路及び緊急輸送ルートの機能を確保する上で支障を生じない道路 8 消防活動その他沿道の利用に支障を来さない場所 9 路外駐車場の入口からおおむね100メートル以上離れた道路の区間。ただし、当該駐車場のスペース及び利用状況並びに周辺の駐車需要を勘案し、駐車対策上、当該駐車場の有効な利用を損なうおそれがない場合は、この限りではない。 10 縦断勾配が4パーセント以下の道路の区間。ただし、縦断勾配が6パーセント未満の道路で車道幅員が13メートル以上の場合は、この限りではない。
基 対 象	車両。ただし、車両を限定することができる。
準 留 意 事 項	1 基本的な考え方 本規制は、駐車需要は路外駐車場で満たすという原則を踏まえ、地域の駐車需要と路外駐車場との需給バランス、当該地域の都市計画、対象道路の機能等に配慮して必要やむを得ない短時間駐車需要に応ずるため行うものとする。 2 引き続き駐車できる時間 引き続き駐車することができる時間は、原則としておおむね60分以内とし、最長でも120分以内とする。 3 駐車方法の指定等 (1) 駐車方法の指定は、原則として平行駐車とすること。 (2) 停車需要、交通容量等から問題のある道路の区間には、両側に連続して指定しないこと。 4 駐車場整備地区内における路上駐車場との調整 駐車場整備地区内において、現に路上駐車場が設置され、又は近く設置が予定されている場合には、原則としてその地区については路上駐車場によるものとし、パーキング・メーター等は設置しないこと。 5 関係者との協議 時間制限駐車区間の設定等とその地域の現在及び将来の駐車対策等との調整を図るため警察、道路管理者並びに都道府県及び関係市町村の都市計画担当部局及び駐車場担当部局で構成する協議会において協議すること。 6 規制実施時間外の駐(停)車禁止規制の検討 本規制を行っている時間帯以外の時間帯については、当該時間帯における駐(停)車禁止規制の実施について、その必要性を十分吟味すること。

設置基準	道路標識	設置場所	時間を限って同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることを指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端
		設置方法	1 始点標識及び終点標識 道路標識「時間制限駐車区間(318)」を左側の路端に設置する場合は、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置し、右側の路端に設置する場合には、始まりの地点に補助標識「始まり(505-B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。 2 区間内標識 区間内標識は、おおむね100～200メートルの間隔をおいて路端に設置するものとする。 3 補助標識「駐車時間制限(504の2)」 車両が駐車を終了すべき時刻を表示するパーキング・メーターである場合には、道路標識「時間制限駐車区間(318)」に、補助標識「駐車時間の制限(504の2)」を附置するものとする。
	道路標	設置場所	1 道路標示「平行駐車(112)」 車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し平行に駐車すべきことを指定する場所 2 道路標示「直角駐車(113)」 車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定する場所 3 道路標示「斜め駐車(114)」 車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定する場所
		設置方法	1 車両が駐車することができる道路の部分及び方法の指定は、原則として、道路標示「平行駐車(112)」によるものとする。 2 道路及び交通の状況を勘案して、車両の通行の安全に支障がないと認められる場合は、必要により道路標示「直角駐車(113)」又は道路標示「斜め駐車(114)」を設置して、車両が駐車することができる道路の部分及び方法を指定するものとする。

第51 駐車余地

規 制 実 施 基 準	規制目的		車両が駐車する場合に、当該車両の右側の道路上にとらなければならない距離を指定することにより、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等		法第45条第2項 標識 317、504 
	対象道路		次のいずれかに該当する場所 1 3.5メートルを超える駐車余地を指定する場合 大型自動車の交通量が多く、駐車車両の右側の道路上に3.5メートルの余地を残すだけでは、他の車両の安全かつ円滑な走行に支障があると認められる場所 2 3.5メートル未満の駐車余地を指定する場合 一方通行規制が実施されている道路であり、かつ道路交通状況等からやむを得ないと認められる場所
	対 象		車両
	留意事項		本規制は、駐車を禁止する場所に関する法定の規制が社会生活に不都合と不便をもたらすおそれがある場合の特例として行うものであるから、他の地域への波及性等を考慮して慎重に行うこと。
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	駐車余地を指定する区域又は道路の区間の前面及び区域又は道路の区間内の必要な地点における左側の路端
		設置方法	1 駐車余地の表示は、道路標識「駐車余地(317)」に、補助標識「駐車余地(504)」を附置して行うものとする。 2 その他の設置方法については第48 駐車禁止に同じ。

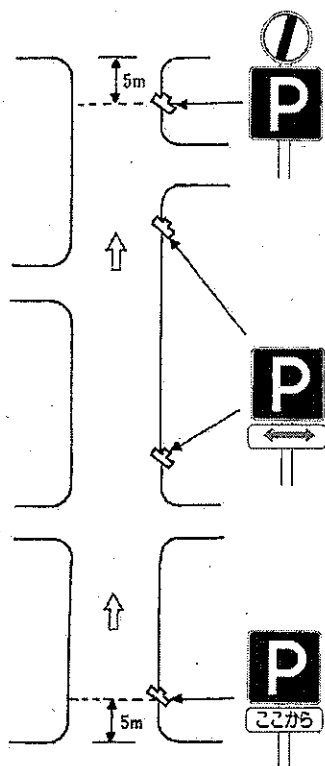
第52 駐車方法の指定

規制 実 施 基 準	規制目的	車両が道路標示によって区画された部分に入って、道路の側端（分離帯の側端を含む。）に対し平行(※)に駐車すべきこと又は時間制限駐車区間において車両が駐車することができる道路の部分に指定し、かつ、車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し平行(※)に駐車すべきことを指定することにより、交通の安全と円滑を図る。 ※平行駐車の場合。直角駐車の場合は「直角」に、斜め駐車の場合は「斜め」と読み替える。	
	根拠等	法第48条、法第49条の3第3項 標示 112、113、114 	
	対象道路	次のいずれかに該当する場所 1 時間制限駐車区間の規制が実施されている場所 2 駐車秩序を維持するため、駐車方法を明確にする必要がある場所 3 直角駐車、斜め駐車については、駐車需要が著しく多く、一定区間内に多数の車両を駐車させる必要があり、かつ、駅前広場等で他の交通に著しい支障のない場所	
	対 象	車両。ただし、車両を限定することができる。	
設 置 基 準	留 意 事 項	1 原則として、法定の駐(停)車禁止場所には指定しないこと。 2 法第44条第1項又は法第45条第1項の規定による駐(停)車禁止場所において本指定を行う場合には駐車可の規制を実施すること。 3 歩行者及び自転車その他の車両の通行の妨害とならないように留意すること。 4 直角駐車及び斜め駐車は、自動車の駐車時又は発進時に後退を伴うことから、交通量が多く、見通しの悪い道路の区間又は場所においては、これらの駐車方法を指定しないこと。	
	道 路 標 示	設置場所	車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し平行(※)に駐車すべきこと(時間制限駐車区間にあっては、車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し平行(※)に駐車すべきこと)を指定する場所 ※平行駐車の場合。直角駐車の場合は「直角」に、斜め駐車の場合は「斜め」と読み替える。
	道 路 標 示	設置方法	平行駐車の設定を行う場合(非舗装道路を除く。)は道路標示「平行駐車(112)」、直角駐車の設定を行う場合は道路標示「直角駐車(113)」、斜め駐車の設定を行う場合は道路標示「斜め駐車(114)」を設置するものとする。
留 意 事 項		1 道路標識 非舗装道路等で道路標示の設置が困難である場合その他必要に応じて道路標識「平行駐車(327の11)」、「直角駐車(327の12)」、「斜め駐車(327の13)」を設置すること。 2 道路標示 時間制限駐車区間の規制を行うために設置した道路標示は、当該時間制限駐車区間規制が行われていないときには、駐車方法の指定の意味を持つことに留意すること。 	

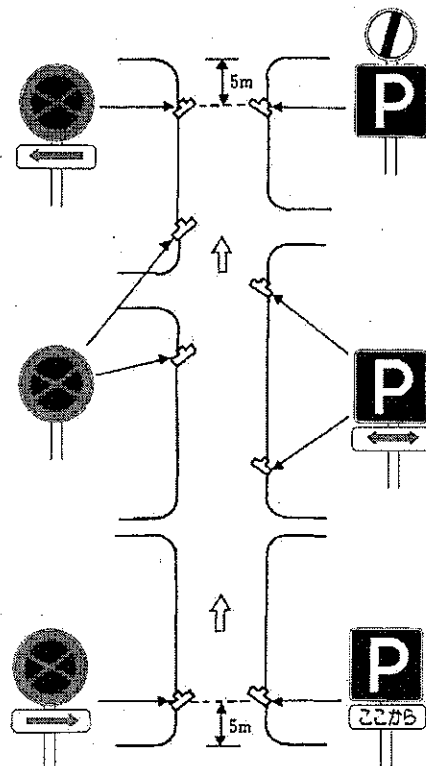
第53 駐車可

規制 実施 基準	規制目的	駐停車禁止場所、駐車禁止場所又は道路の左側端以外の場所（道路の中央部分、分離帯の左側端沿い、一方通行路の右側等）に駐車することができることとすることにより、交通の安全と円滑の確保を図る。
	根拠等	法第46条、法第48条 標識 403 
	対象道路	駐(停)車禁止場所又は道路の左側端以外の場所のうち、貨物の積卸しや人の乗降が多く、当該道路及びその周辺の交通の状況から路上における駐車がやむを得ないと認められる場所であって、他の車両の通行の用に供するための車道幅員が原則として3.5メートル以上確保できる場所
	対 象	車両。ただし、車両を限定することができる。
設置 基準	留意事項	1 乗合自動車の停留所等を除き、原則として、法定の駐(停)車禁止場所では実施しないこと。なお、乗合自動車の停留所等において本規制を実施する場合は、バス事業者等と連絡を密にし、適切に対応すること。 2 合理的な理由がある場合以外は、道路の左側端以外の場所を指定しないこと。道路の左側端以外の場所を指定する場合においては、当該駐車車両への衝突を防止するため、導流帯の設置等の安全対策を実施すること。 3 一方通行路の右側に指定する場合は、原則として、右側に歩道又は路側帯が設置されている道路とすること。
	設置場所	車両が駐車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端
設置 基準	道 路	1 場所規制 道路標識「駐車可(403)」は、本規制を行う場所の前面における路端に設置することとし、必要により駐車方法を指定するなど駐車できる場所を明確にするものとする。 2 区間規制 (1) 始点標識及び終点標識 道路標識「駐車可(403)」を左側の路端に設置する場合は、始まりの地点に補助標識「始まり(505 A・B)」、終わりの地点に「終わり(507 A・B・C)」を附置し、右側の路端に設置する場合は、補助標識「始まり(505-B)」及び「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする（図例(1)、(2)参照）。 (2) 区間内標識 ア 本規制の区間内に、おおむね100メートルの間隔をおいて区間内標識を設置するものとする（図例(1)、(2)参照）。 イ 本規制の区間内にこれと交差する道路がある場合には、道路及び交通の状況を勘案して、交差点付近に区間内標識を設置するものとする。 ウ 区間内標識には、補助標識「区間内(506)」を附置するものとする（図例(1)、(2)参照）。 3 補助標識の用い方 (1) 対象車両を限定することを強調する必要がある場合は、「〇〇に限る」と表示した補助標識を附置するものとする。 (2) 道路標示によって区画された部分に限って駐車させる必要がある場合は、「枠内に限る」等と表示した補助標識を附置するものとする。
	設置方法	

図例(1) 一方通行路の右側等に駐車可の指定を行う場合



図例(2) 一方通行路の左側の駐停車を禁止し右側に駐車可の指定を行う場合



第54 停車可

規制 実 施 基 準	規制目的	駐停車禁止場所又は道路の左側端以外の場所に停車できることとすることにより、交通の安全と円滑の確保を図る。	
	根拠等	法第46条、法第48条	標識 404 
	対象道路	駐停車禁止場所又は道路の左側端以外の場所のうち、貨物の積卸しや人の乗降が多く、当該道路及びその周辺の交通の状況からやむを得ないと認められる場所であって、他の車両の通行の用に供するための車道幅員が3.5メートル以上確保できる場所。	
	対 象	車両。ただし、車両を限定することができる。	
	留意事項	第53 駐車可に同じ。	
設置 基 準	道路 標識	設置 場所	車両が停車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端
		設置 方法	第53 駐車可に同じ。

第55 高齢運転者等標章自動車駐車可

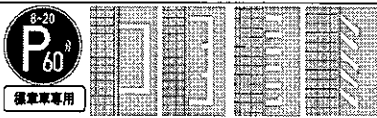
規 制 実 施 基 準	規制目的	高齢者等がよく利用する施設直近の道路上に高齢運転者等専用駐車場所を設置することにより、身体機能の低下等が見られる高齢運転者等を支援し交通の安全を図る。
	根拠等	法第45条の2第1項 標識 402の2及び503-D 
	対象道路	官公庁、病院、福祉施設、公園等、高齢者等が日常生活において頻繁に利用する施設の周辺の道路であって、駐(停)車禁止場所又は道路の左側端以外の場所のうち、当該道路及びその周辺の交通の状況から路上における駐車がやむを得ないと認められる場所であって、他の車両の通行の用に供するための道路幅員が原則として3.5メートル以上確保できる場所
	対 象	高齢運転者等標章自動車
設 置 基 準	留意事項	1 本規制を指定駐(停)車禁止規制区間内で実施する場合は、必要により当該指定駐(停)車禁止規制の区間内標識を増設するなど、指定駐(停)車禁止規制区間内であることを明確にすること。 2 場所規制により実施する場合は、併せて駐車方法の指定を実施すること。 3 道路標示「駐停車禁止(103)」又は「駐車禁止(104)」が既に設置されている区間に本規制を実施する場合には、同道路標示を抹消する必要はない。 4 規制時間は、高齢運転者等が施設を利用する時間帯に規制時間を設定するなど、道路交通環境に応じた合理的な交通規制を実施すること。 5 その他については、第53 駐車可に同じ。
	設置場所	高齢運転者等標章自動車が駐車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端
	設置方法	1 高齢運転者等標章自動車駐車可の表示は、道路標識「高齢運転者等標章自動車駐車可(402の2)」に補助標識「車両の種類(503-D)」を附置して行うこと。 2 その他の方法については、第53 駐車可に同じ。
	留意事項	本規制は、身体機能の低下等が見られる高齢運転者等を対象とすることから、駐車方法を指定する場合には必要に応じて駐車方法を指定する標示の寸法の拡大について検討すること。
法定外表示の設置		1 必要により「標章車」の文字又は適用時間を表示するものとする。 2 カラー舗装を実施する場合は、原則として淡い黄色とするものとする。

第56 高齢運転者等標章自動車停車可

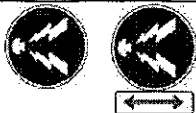
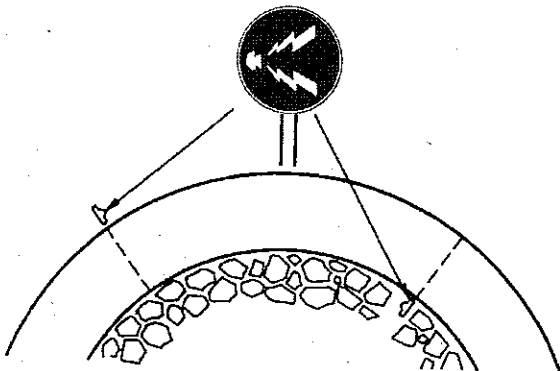
規 制 実 施 基 準	規制目的	高齢者等がよく利用する施設直近の道路上に高齢運転者等専用停車場所を設置することにより、身体機能の低下等が見られる高齢運転者等を支援し交通の安全を図る。	
	根拠等	法第45条の2第1項 標識 403の2及び503-D	
	対象道路	官公庁、病院、福祉施設、公園等、高齢者等が日常生活において頻繁に利用する施設の周辺の道路であって駐(停)車禁止場所又は道路の左側端以外の場所のうち、当該道路及びその周辺の交通の状況から路上における停車がやむを得ないと認められる場所であって、他の車両の通行の用に供するための道路幅員が原則として3.5メートル以上確保できる場所	
	対 象	高齢運転者等標章自動車	
	留意事項	1 合理的な理由がある場合を除き本規制は実施しないこと。 2 その他については、第55 高齢運転者等標章自動車駐車可に同じ。	
設 置 基 準	道路標識	設置場所	高齢運転者等標章自動車が停車することができることとする道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における路端
		設置方法	1 高齢運転者等標章自動車停車可の表示は、道路標識「高齢運転者等標章自動車停車可(403の2)」に補助標識「車両の種類(503-D)」を附置して行うこと。 2 その他の設置方法については、第53 駐車可に同じ。

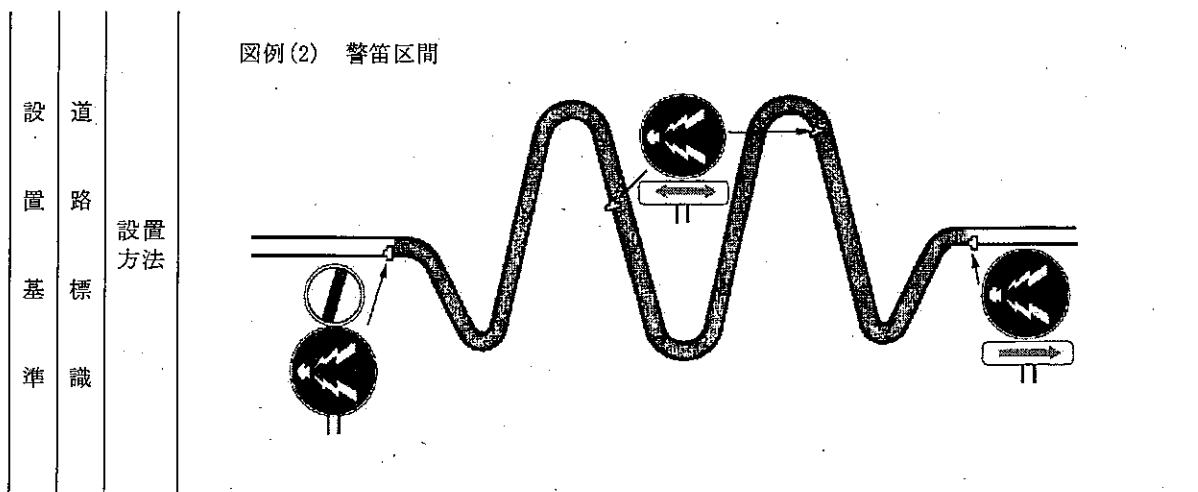


第57 高齢運転者等専用時間制限駐車区間

規 制 実 施 基 準	規制目的	身体機能の低下等が見られる高齢運転者等に対し、高齢者等がよく利用する施設直近の道路上に時間を限って駐車することができる道路の区間であることを指定し、かつ、車両が引き続き駐車することができる時間を表示することにより、必要やむを得ない高齢運転者等の短時間の駐車需要に応じ交通の安全を図る。	
	根拠等	法第49条第1項、法第49条の2、法第49条の3第2項 及び第3項 標識 318及び503-D 標示 112、113、114 	
	対象道路	次のいずれの条件も満たす場所 1 官公庁、病院、福祉施設、公園等、高齢者等が日常生活において頻繁に利用する施設の周辺道路であって、高齢運転者等の短時間駐車需要が多く高齢運転者等の駐車需要を路外駐車場で収容することが困難と認められる地域 2 その他は、第50 時間制限駐車区間の2以下に同じ。	
	対 象	高齢運転者等標章自動車	
	留意事項	1 規制時間は、高齢運転者等が施設を利用する時間帯に規制時間を設定するなど、道路交通環境に応じた合理的な交通規制を実施すること。 2 その他は、第50 時間制限駐車区間の2以下に同じ。	
設 置 基 準	道路場所	設置場所	時間を限って同一の車両が引き続き駐車することができる道路の区間であることを指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における路端
	道路標識	設置方法	1 高齢運転者等専用時間制限駐車区間の表示は、道路標識「時間制限駐車区間(318)」に補助標識「車両の種類(503 D)」を附置して行うこと。 2 その他の方法については、第50 時間制限駐車区間に同じ。
	道路標示	設置場所	1 道路標示「平行駐車(112)」 車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し平行に駐車すべきことを指定する場所 2 道路標示「直角駐車(113)」 車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し直角に駐車すべきことを指定する場所 3 道路標示「斜め駐車(114)」 車両が駐車することができる道路の部分として指定し、かつ、車両が道路標示によって区画された部分に入って道路の側端に対し斜めに駐車すべきことを指定する場所
		設置方法	第50 時間制限駐車区間に同じ。
法定外表示の設置		第55 高齢運転者等標章自動車駐車可に同じ。	

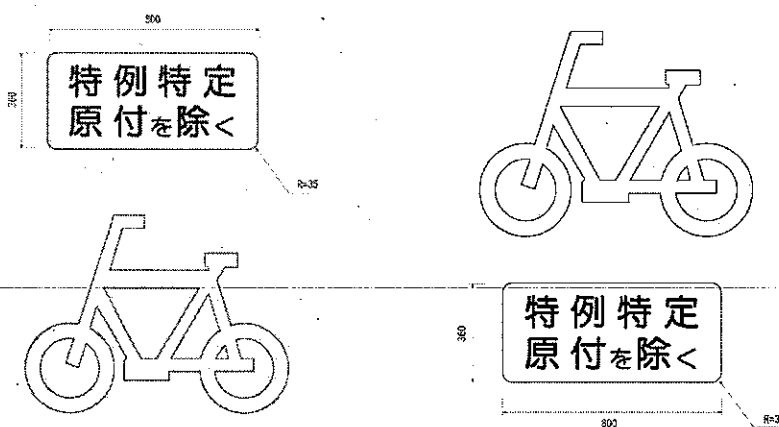
第58 警笛鳴らせ及び警笛区間

規 制 実 施 基 準	規制目的	警笛を吹鳴すべき場所又は区間を指定し、対向車等に車両等の進行を知らせることにより、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第54条第1項第1号、第2号 標識 328、328の2 
	対象道路	次のいずれかの場所又はいずれかの場所が連続する道路の区間 1 左右の見通しのきかない交差点 2 見通しのきかない道路のまがりかど 3 見通しのきかない上り坂の頂上
	対 象	車両等（自転車以外の軽車両を除く。）
設 置 基 準	留意事項	1 規制場所及び区間には、カーブミラー、視線誘導標、ガードレール、警戒標識等の安全施設が整備されるように努めること。 2 規制場所、区間の前後について必要により最高速度規制を実施すること。 3 非市街地の幅員の狭い道路で、交通安全上、必要な場所に限定して実施することとし、警笛による騒音の影響がある場所については、実施しないこと。 4 追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制を行っている区間では、原則として実施しないこと。
	設置場所	1 道路標識「警笛鳴らせ(328)」 車両等が警音器を鳴らさなければならない場所として指定する場所の前面における左側の路端 2 道路標識「警笛鳴らせ(328の2)」 車両等が警音器を鳴らさなければならない区間として指定する道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
設 置 基 準	道 路 標 識	1 警笛鳴らせ 警笛鳴らせの規制を行う場合は、警笛を鳴らさなければならない場所の前面における左側の路端に道路標識「警笛鳴らせ(328)」を設置し、補助板は附置しないものとする（図例(1)参照）。 2 警笛区間 警笛区間の規制を行う場合には、本標識に補助標識「始まり(505-A・B)」、「区間内(506)」又は「終わり(507-B・C)」を附置するものとする（図例(2)参照）。
	設置方法	図例(1) 警笛鳴らせ 

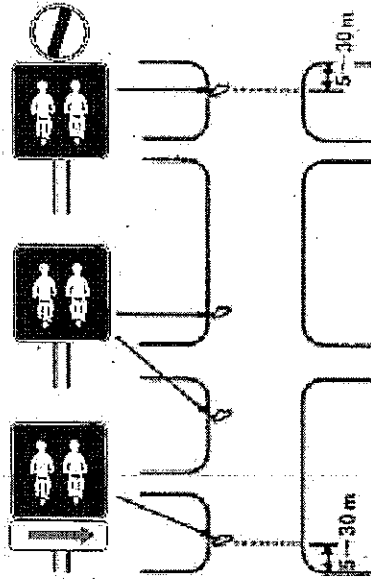


第59 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可、特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分

規 制 実 施 基 準	規制目的	特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が、歩道を通行することができることとし、又は当該特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が通行すべき歩道の部分を指定することにより、特例特定小型原動機付自転車、普通自転車及び歩行者の安全な通行を確保する。
	根拠等	法第17条の2第1項、第2項 法第63条の4第1項第1号、第2項 標識 325の3 標示 114の2、114の3 
	対象道路	1 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可は、原則として次のいずれにも該当する歩道とすること。 (1) 歩行者の通行及び沿道の状況から、歩行者の通行に支障がないと認められる歩道 (2) 勾配の急な歩道（縦断勾配がおおむね10パーセント以上の道路）以外で、特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車の通行に危険がないと認められる歩道 (3) 歩道の有効幅員が3メートル以上あること。ただし、橋梁、高架の道路、トンネル内等で特に必要がある場合は、1.5メートル以上とすることができる。 2 歩道通行部分を指定する場合は、特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の規制を実施している歩道幅員がおおむね4メートル以上の道路で、かつ、歩行者の通行に特に支障が認められない道路の区間とすること。
	対 象	特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車
	留意事項	1 歩道の有効幅員、特定小型原動機付自転車、普通自転車及び歩行者の交通量、沿道や道路の状況等の調査と歩行者に与える影響等から実施の可否を判断すること。 2 歩道幅員が3メートル未満の歩道における特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の規制の実施は、原則として車道における特定小型原動機付自転車及び自転車専用の通行空間の確保が困難である場合であって、大型自動車等の混入率が高い等、特定小型原動機付自転車及び普通自転車の車道通行が危険であると認められる場合又は歩道における特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車と歩行者の交錯の危険性が低いと認められる場合に限定すること。 3 歩道への乗り入れ部に段差がある場合は、歩道が切り下げられるように努めること。 4 道路標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可(114の2)」及び「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分(114の3)」は、道路標識「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」を設置しなくても特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行できることとする効果があることに留意すること。 5 普通自転車専用通行帯規制が実施されている場合は、原則として本規制を実施しないこと。 6 自転車道が設置されている場合は、普通自転車は原則として自転車道を通行しなければならないため、本規制を実施することができないことに留意すること。 7 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の規制を実施している道路において、特例特定小型原動機付自転車のみをその対象から除く場合は、次の場合に該当する歩道とすること。 (1) 普通自転車と歩行者の交錯の危険性は認められないが、特例特定小型原動機付自転車の交通量が多いなど、普通自転車と特例特定小型原動機付自転車の混在通行によって歩行者の通行に支障があると認められる歩道 (2) 十分な幅員はないが、保育施設等が存在するため幼児を同乗させている普通自転車の交通量が多いなど沿道の状況により普通自転車の歩道通行についてやむを得ない理由がある歩道 8 特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分を指定する場合は、次の事項に留意すること。 (1) 通行部分を指定する場合は、歩道の車道寄りを指定することとし、通行部分の幅員は原則として1.5メートル以上を確保すること。また、特例特定小型原動機付自転車、普通自転車及び歩行者のいずれもが安全、かつ、円滑に通行できるようにそれぞれの通行実態に見合った配分とすること。 (2) 通行部分を指定する場合は、歩道の幅員、歩道上の植樹、街灯、道路標識等の道路の附属物、その他工作物の設置状況に十分配慮すること。

設置基準	道路標識	設置場所	特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間の前面又は道路の区間内の必要な地点
		設置方法	道路標識「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」 1 本規制の始まり及び終わりの地点においては、当該歩道の車道寄りの部分に道路標識「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-B・C)」をそれぞれ附置するものとする。 2 道路標識「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」を設置する場合には、標示板の自転車の記号が車道側となるように設置すること。 また、同標識は「特定小型原動機付自転車・自転車及び歩行者用道路」規制の標識と同一の様式であることから、道路利用者が混同しない位置となるよう配慮すること。 3 区間内標識は、おおむね400メートルの間隔で設置することとするほか、総則に定めるところによるものとする。 なお、特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分の指定が行われている区間においては、区間内標識の設置間隔を基準のおおむね3倍まで延長することができる。 4 本規制の対象から特例特定小型原動機付自転車を除く場合は、本標識に「特例特定原付を除く」の補助板を附置すること。
		設置場所	1 道路標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可(114の2)」 特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとする道路の区間内の必要な地点 2 道路標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分(114の3)」 特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が歩道を通行することができることとし、かつ、通行すべき部分として指定する歩道の区間又は場所
		設置方法	1 道路標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可(114の2)」 本規制区間において、交差側道路が広幅員であるなど本規制を強調する必要がある場合は、道路標識「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」を設置するものとする。 2 道路標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分(114の3)」 (1) 自転車の記号は、原則として区間内の交差点ごとに設置するものとする。 (2) 歩行者の交通量が多いなど本規制を強調する必要がある場合は、道路標識「普通自転車等及び歩行者等専用(325の3)」を設置するものとする。 3 本規制の対象から特例特定小型原動機付自転車を除く場合は、本標示に「特例特定原付を除く」の文字を表示すること。(図例参照) 図例(単位: mm) 
設置基準	道路標識	留意事項	道路標示「特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分(114の3)」を設置する場合には、歩道上に植樹樹、電話ボックス、視覚障害者誘導用ブロック等が設置されている区間又は場所で自転車の通行に支障がある場合はその区間又は場所には表示しないこと。

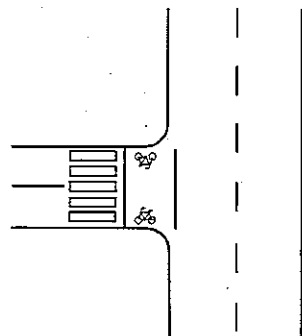
第60 並進可

規制実施基準	規制目的	普通自転車が他の普通自転車と並進することを認め、交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第63条の5 標識 401 
	対象道路	普通自転車以外の車両の交通量が少なく、かつ、道路幅員が広く普通自転車の並進を認めても、交通の安全上問題のない道路
	対象	普通自転車
	留意事項	1 本規制は、自転車の交通の多い観光地等の道路で特に必要のある場合に実施すること。 2 安全対策として一方通行、二輪車以外の自動車通行禁止、最高速度規制等を実施すること。
設置基準	設置場所	普通自転車が他の普通自転車と並進することができることとする道路の区間の前面及び道路の区間内の必要な地点における左側の路端
	設置方法	1 本規制区間の始まり及び終わりの地点における左側の路側に道路標識「並進可(401)」を設置し、始まりの地点に補助標識「始まり(505-A・B)」、終わりの地点に補助標識「終わり(507-A・B・C)」をそれぞれ附置するものとする。この場合、始点標識又は終点標識の設置場所が交差点にかかるときは、交差点からおおむね5～30メートルの距離をおいて設置するものとする(図例参照)。 2 区間内標識の設置は、次により行うものとする。 (1) 区間内標識は、おおむね400メートルの間隔で設置することとするほか、総則に定めるところによるものとする。 (2) 本規制区間内にこれと交差する道路がある場合は、道路及び交通の状況を勘案して、交差点からおおむね5～30メートルの距離をおいて、区間内標識を設置するものとする。 図例 

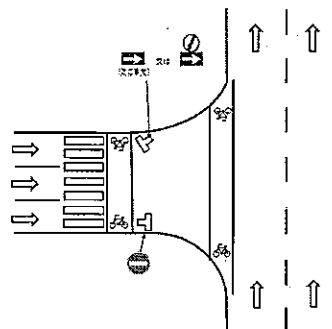
第61 自転車横断帯

規制 実 施 基 準	規制目的	自転車の横断場所を指定するとともに、車両等の運転者に対して自転車保護の義務を課して、道路を横断する自転車の安全な通行を確保する。	
	根拠等	法第2条第1項第4号の2 標識 407の2、407の3 標示 201の3	  
	対象道路	原則として次のいずれかに該当する交差点等 1 自転車道又は特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分の指定が行われている道路と接続している交差点で、自転車の通行を連続して確保する必要がある場所 2 自転車の通行することのできない構造の横断歩道橋又は地下横断歩道付近で自転車の通行が多い交差点 3 道路法第48条の13の規定により指定された自転車専用道路等が一般の道路と平面交差している場所で特に必要と認められる交差点 4 その他自転車の横断が多い等、自転車の安全を確保するため特に必要がある交差点	
	対 象	自転車及びその他の車両等	
	留意事項	1 交差点部に横断歩道と併設する場合は、原則として自転車横断帯を交差点の内側に設けることとし、既設の横断歩道については、必要により外側へ移設すること。 2 自転車道、特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分の指定との一体性を確保すること。 3 信号機のある場所で横断歩道と併設する場合は、信号機に規則第3条の2の標示を設置すること。 4 歩道の切り下げ等の安全対策がなされるように努めること。	
設 置 基 準	道 路 標 識	設置場所	1 道路標識「自転車横断帯(407の2)」 自転車横断帯を設ける場所の必要な地点における路端 2 道路標識「横断歩道・自転車横断帯(407の3)」 横断歩道及び自転車横断帯を近接して設ける場所の必要な地点における路端
	設置方法	設置方法	1 自転車横断帯を単独で設ける場所の必要な地点における路端に道路標識「自転車横断帯(407の2)」を設置するものとし、横断歩道と近接して自転車横断帯を設ける場合には道路標識「横断歩道・自転車横断帯(407の3)」を設置するものとする。 なお、設置方法は、第6 横断歩道に同じ。 2 信号機が設置されていない交差点等において横断歩道と自転車横断帯を併設する場合には、道路標識「横断歩道(407-A・B)」及び「自転車横断帯(407の2)」を併設せず、道路標識「横断歩道・自転車横断帯(407の3)」を設置するものとする。
		留意事項	第6 横断歩道に同じ。
	設置場所	設置場所	自転車横断帯を設ける場所
	道 路 標 示	設置方法	1 自転車横断帯の設置位置は、自転車が安全かつ円滑に通行することができる場所に設置することとし、原則として自転車横断帯の交差点側の側線が道路の縁石線等を見通した線より交差点内に入らないようにするものとするが、交差点形状等により、車道を通行する自転車に対して、不自然かつ不合理な通行方法とならないよう、自転車横断帯の幅を広げたり、同一方向に複数の自転車横断帯を設けることができる(図例(1)、(2)参照)。 2 道路標示「横断歩道(201)」と併設する場合は、自転車横断帯の横断歩道に接する側の側線と道路標示「横断歩道(201)」の間にはおおむね5センチメートルの間隔をあけるものとする。 なお、横断歩道に接する側の側線については、省略することができる。 3 自転車横断帯の道路標示を横断歩道に接して設置する場合は、原則として、横断歩道の手前、1～5メートルの地点に道路標示「停止線(203)」を設置するものとする(図例(3)参照)。 なお、自転車横断帯を単独で設置する場合の道路標示「停止線(203)」の位置は第47 停止線の項によるものとする(図例(4)参照)。

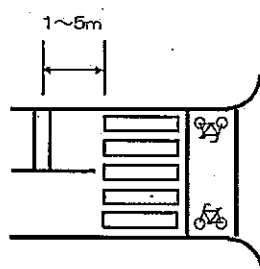
図例(1) 自転車横断帯の幅を広げる場合



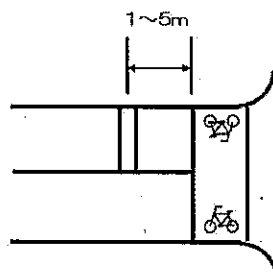
図例(2) 2つの自転車横断帯を設ける場合



図例(3) 横断歩道と接して自転車横断帯を設置する場合の停止線の位置



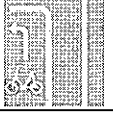
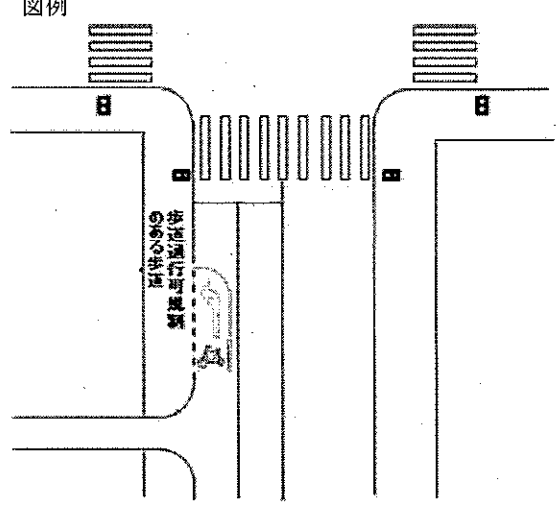
図例(4) 自転車横断帯を単独で設置する場合の停止線の位置



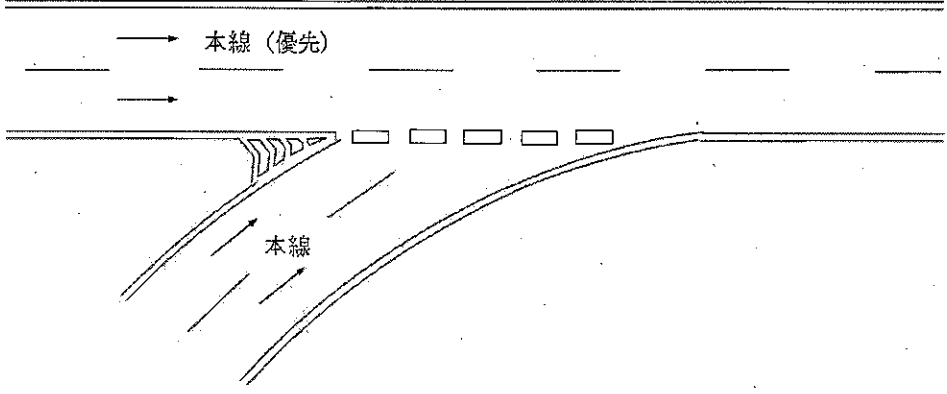
4 道路標示「横断歩道又は自転車横断帯あり(210)」の設置については、第7 横断歩道又は自転車横断帯ありの項に示すところによるものとする。

(注) 信号機が設置されている交差点に自転車横断帯を設置する場合は、自転車が従うべき対面する信号機の設置場所に留意すること。

第62 普通自転車の交差点進入禁止

規 制 実 施 基 準	規制目的	普通自転車が交差点手前の道路標示を越えて交差点に進入することを禁止し、交差点における交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第63条の7第2項 標示 114の4 
	対象道路	次のいずれにも該当する交差点 1 原則として大型自動車の交通量が多く、かつ、当該自動車の左折及び並進による自転車事故の危険性のある交差点 2 交差点手前の左側の歩道幅員が原則として3メートル以上で、特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可の規制が実施されている場所
	対 象	普通自転車
設 置 基 準	留意事項	1 規制場所は、交差点にできるだけ近い場所とすること。 2 歩道の乗り入れ位置は、歩行者の通行に著しく支障のない場所であること。 3 バス停留所、タクシー乗り場等に近接する場所は避けること。 4 進行方向別通行区分の道路標示（矢印）と混同されない場所であること。 5 歩道への乗り入れ部に段差がある場合は、歩道が切り下げられるように努めること。
	設置場所	普通自転車が交差点又はその手前の直近において当該交差点に入ってはならないことを示す必要がある場所
設 置 基 準	道 路 標 示	設置は図例によるものとする。
	設置方法	図例 

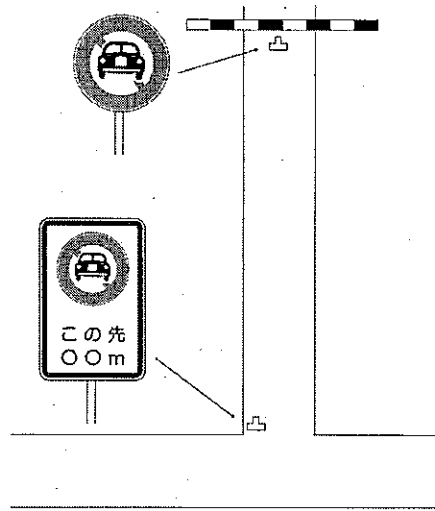
第63 優先本線車道

規 制 実 施 基 準	規制目的	高速自動車国道等において、自動車が他の本線車道に入ろうとする場合に、当該道路と交差する本線車道が優先道路であることを指定することにより、優先関係を明確にし、合流部における交通の安全と円滑を図る。
	根拠等	法第75条の6第1項 標示109の2 
	対象道路	本線車道と本線車道が合流する場合において、一方の交通を優先させる必要がある高速自動車国道又は自動車専用道路の本線車道
	留意事項	1 本線車道から他の本線車道に入ろうとする自動車に係る規制なので、本線車道と本線車道が合流する場合に限られることに留意すること。 2 優先本線車道と合流することが容易に認識できるよう警戒標識の設置などの安全対策がなされるように努めること。
設 置 基 準	設置場所	優先本線車道であることを指定する必要がある場所
	設置方法	図例に示す方法によるものとする。 図例 

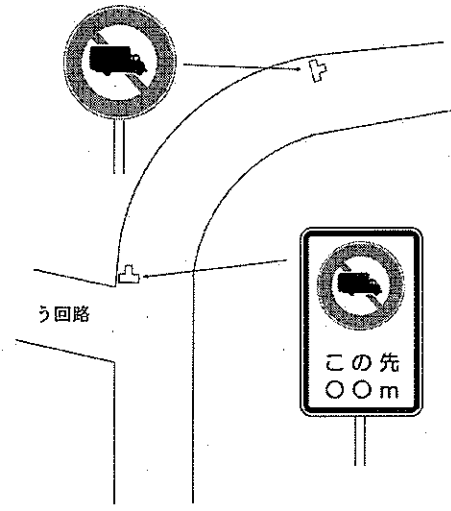
第64 規制予告

規 制	規制目的	標示板に表示されている交通の規制が当該道路の前方の場所において行われていることをあらかじめ示すことにより、交通の安全と円滑を図る。	
	根拠等	法第4条第1項 標識 409-A・B	 
	対象道路	次のいずれかに該当する場所 1 道路の構造又は交通の状況により、前方で行われている規制が認識しにくい場所 2 その他交通の安全と円滑を確保するため前方の規制をあらかじめ示す必要がある場所	
	実 対 象	歩行者等及び車両等	
施 基 準	留意事項	1 原則として次の場合に規制予告を実施すること。 (1) 進路の前方の道路において、通行止め、歩行者用道路等の規制が行われており、付近の道路環境等からみて、通行車両が当該規制区間に進入するおそれがあるとき。 (2) 進路の前方の交差点が右折、左折又は直進禁止となっていることをあらかじめ示す必要があるとき。 (3) 進路の前方の場所において、高さ制限又は重量制限の規制が行われていることをあらかじめ示す必要があるとき。 (4) 進路の前方において、車両通行区分の指定（路線バス等優先・専用通行帯、特定の種類の車両の通行区分、進行方向別通行区分の指定等を含む。）等の規制が行われていることをあらかじめ示す必要があるとき。 (5) その他の規制で特にあらかじめ示す必要があるとき。 2 必要により道路構造、道路環境の改良等がなされるように努めること。	
	設置場所	標示板に表示される交通の規制が当該道路の前方の場所において行われていることをあらかじめ示す必要がある場所内の必要な地点	
設 置 基 準	道 路	1 道路標識「規制予告(409-A)」 (1) 標示板の記号は、交通の規制を表示する規制標識又は指示標識に係る様式を用いるものとする。 (2) 標示板の文字は、予告する交通の規制の対象となる車両の種類を特定し、若しくは遠隔操作型小型車が標示板が表示する交通の規制の対象となるかどうかを示すため必要な事項、交通の規制が行われている日又は時間及び規制場所までの距離を表示するものとする（図例(1)、(2)参照）。	
	設置方法	2 道路標識「規制予告(409-B)」 標示板には、交通の規制が行われている場所周辺の道路の形状とともに、予告する交通の規制の内容を表示する規制標識及び指示標識の種類に係る様式及びう回させようとする方向を矢印で表示するものとする（図例(3)参照）。 この場合において、標示板の余白部分に方面及び方向を示す文字を表示することができる。 3 オーバー・ヘッド方式又はオーバー・ハング方式による設置 道路標識「規制予告(409-B)」及び車両通行区分の指定等の規制を予告する道路標識「規制予告(409-A)」は、原則としてオーバー・ヘッド方式又はオーバー・ハング方式により設置するものとする（図例(4)参照）。	

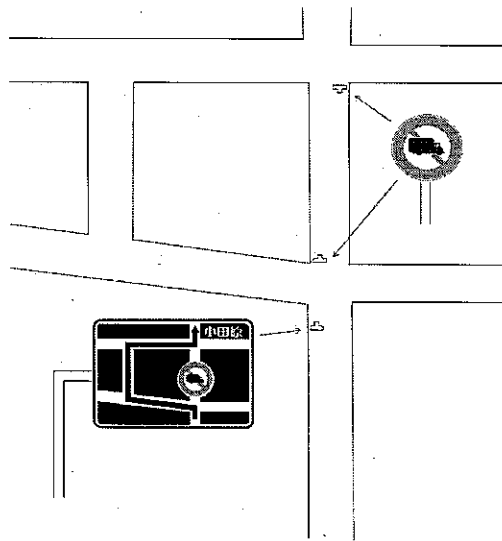
図例(1)



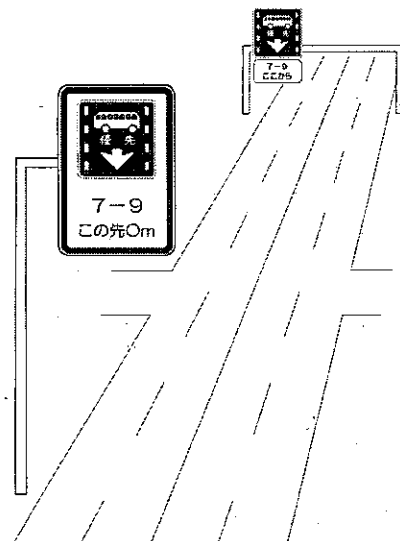
図例(2)

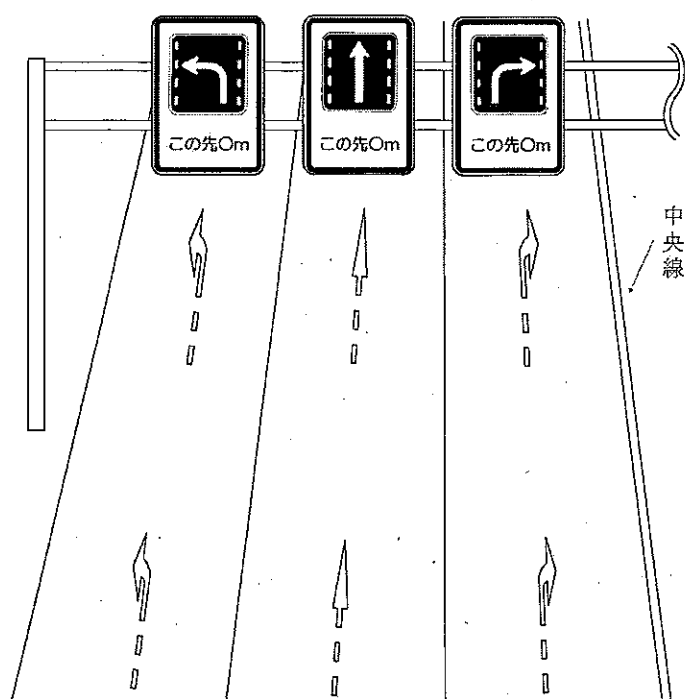


図例(3)



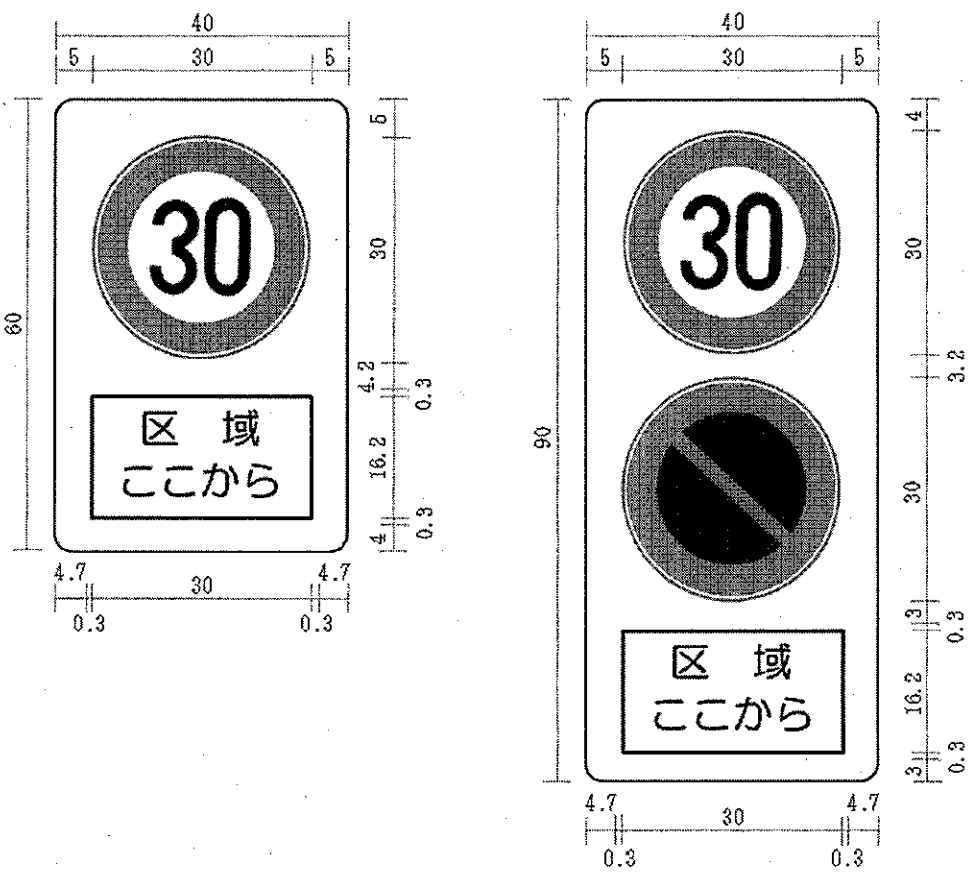
図例(4)①



設置基準	道路標識	設置方法	図例(4)②  (注) 進行方向別通行区分の規制予告を実施する場合は、必要により「進行方向別通行区分の予告表示（法定外表示）」を設置するものとする。
------	------	------	---

参考 区域を定めて行う規制

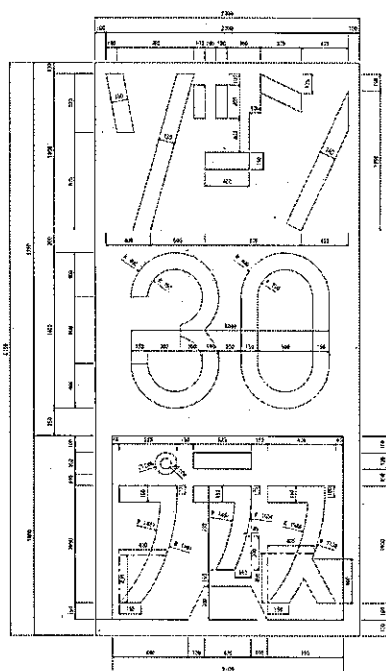
設置基準	道路標識	規制種別	標識令別表第二備考四の(一)の5の区域規制標識を用いることができる規制は、生活道路対策等として行う以下のものとする。 1 通行止め関係 通行止め (301)、車両通行止め (302)、二輪の自動車以外の自動車通行止め (304)、大型貨物自動車等通行止め (305)、特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め (305の2)、大型乗用自動車等通行止め (306)、二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め (307)、自転車以外の軽車両通行止め (308)、特定小型原動機付自転車・自転車通行止め (309)、車両 (組合せ) 通行止め (310)、大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止 (310の2)、タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め (310の3)、歩行者用道路 (325の4) 2 駐車関係 駐停車禁止 (315)、駐車禁止 (316)、駐車余地 (317) 3 速度関係 最高速度 (323)、特定の種類の車両の最高速度 (323の2)
			1 区域 (ゾーン) の境界部に区域規制標識を設置する場合は、背板を用いた区域規制標識を左側の路端に設置するものとする (図例 (1) 参照)。 なお、ゲート性をもたせるため、ゾーン入口の右側の路端にも併せて設置することができるものとする。 2 区域の境界部において、区域外から区域内へ進行しようとする車両に対して始点標識を設置する場合は補助標識「始まり (505-C)」を、区域内から区域外へ進行する車両に対して終点標識を設置する場合は補助標識「終わり (507-D)」をそれぞれ附置するものとする。 3 区域を指定して交通の規制を行う場合に設置する区域内標識については、補助標識「区域内 (506の2)」を附置し、原則として背板を用いないものとする (図例 (2) 参照)。 4 背板を設けた区域規制標識の寸法は、原則として図例 (3) によるものとする。 5 区域規制標識の背板の色彩は、原則として白色を用いるものとする。 図例 (1) 区域規制標識の設置例 図例 (2) 区域内標識の設置例 標準寸法図 (単位: cm)

設置基準 道路標識	図例(3) 参考規格 標準寸法図 (単位: cm) 標準寸法図 (単位: cm) 
	留意事項 1 区域の始まり又は区域の終わりを表示する補助標識とそれ以外の補助標識（時間規制等）は、併せて表示しないこと。 2 区域規制標識の寸法のうち、背板に表示された最高速度規制等の本標識の寸法は、標識令に定める本標識の標準寸法を縮小したものであり、その縮小については標識令別表第二備考一の(二)の9に規定するところにより標準寸法（直径60センチメートル）の2分の1までとされている。このため背板を設けた区域規制標識の設置に当たっては、図例(3)参考規格で示した寸法を縮小して用いてはならない。 3 区域規制標識に設けることができる背板に文字又は記号を表示しないこと。
法定外表示等	法定外表示等については、次によるものとする。 1 設置する場合 最高速度30キロメートル毎時の区域規制を実施する場合は、原則として、ゾーン入口の明確化のために「ゾーン30プラス」又は「ゾーン30」の路面表示等を設置すること。 2 様式及び色 (1) ゾーン30プラス 路面表示の様式については、図例(1)によるものとする。 図例(1)の文字色は原則として、白色及び緑色とし、路面表示の背景は、緑色によるカラー舗装とする。 また、図例(2)又は(3)の法定外の看板を設置すること。 (2) ゾーン30 様式については、図例(4)によるものとし、色は白色とする。 3 その他 (1) 原則として上段から「ゾーン」、「30」、「プラス」とする2段又は3段表示を用いること。

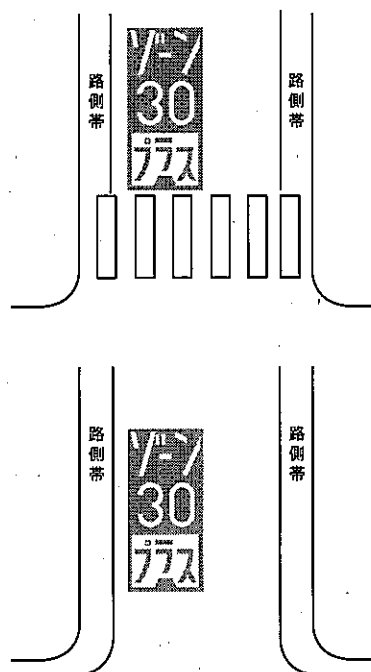
- (2) 路面表示の背景をカラー舗装することを基本とし、色は原則として緑色系とする。景観保全等の観点から、地元の意向等により緑色以外の色を使う場合においても道路標示等の色（白色及び黄色）と同系色を用いないこと。

図例(1) ゾーン30プラス路面表示

標準寸法図（単位：mm）



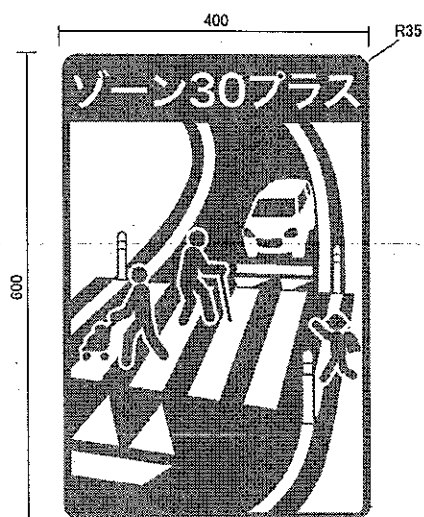
標準位置図



法定外表示等

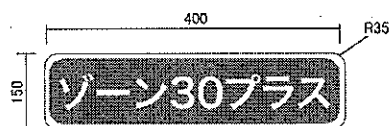
図例(2) ゾーン30プラス看板

標準寸法図（単位：mm）



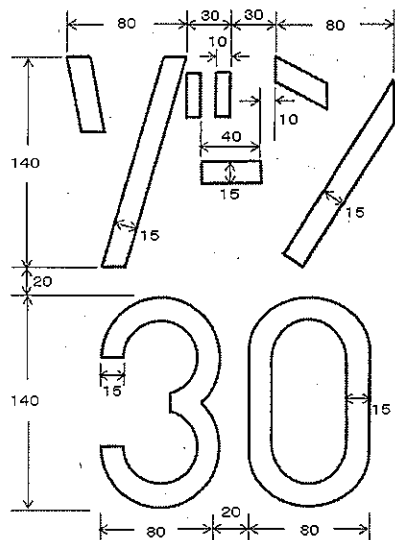
図例(3) ゾーン30プラス看板（縮小タイプ）

標準寸法図（単位：mm）



図例(4) ゾーン30路面表示

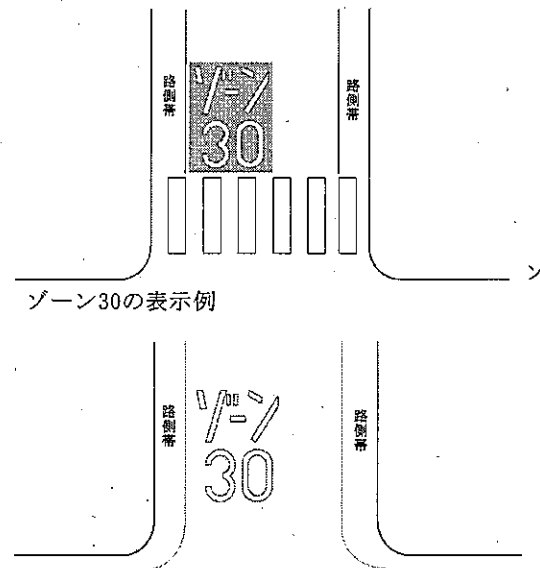
標準寸法図 (単位: cm)



法定外表示等

標準位置図

ゾーン30とカラー舗装の組合せ例



ゾーン30の表示例

参考 左折可

規 制 実 施 基 準	規制目的	信号により停止位置を越えて進行してはならないとされている車両に対して、その車両が左折することができることとし、交通の円滑を確保する。
	根拠等	令第2条第2項、令第4条第2項、令第5条第2項、規則第3条 
	対象道路	信号機により交通整理が行われている交差点で、原則として次のいずれにも該当する道路 1 左折開始場所（以下「流入部」という。）、左折終了場所（以下「流出部」という。）とも片側2車線以上ある道路 2 流出部が交通規制又は道路構造により、交差道路の直進車と交差しない道路 3 流入部に横断歩道が設置されていない道路
	対象車両	車両
設 置 基 準	留意事項	1 流入部については、次の対策を実施すること。 (1) 原則として当該流入部の車線には停止線を設置しないこと。 (2) 必要により車両通行帯、進行方向別通行区分及び進路変更禁止規制を行うこと。 2 流出部の安全確保が必要な場合は、導流帯を設置すること。 3 交通島（左折車と直進車を分離する施設）が設置されている交差点については、次により実施の可否を検討すること。 (1) 左折可を実施する場合 左折車線と他の車線の分流部の位置が交差点の形状等から、同一交差点内（当該交差点に設置されている信号機の整理範囲内）と判断される場所 (2) 左折可を実施しない場合 左折車線と他の車線の分流部の位置が交差点の形状等から、同一交差点外（当該交差点に設置されている信号機の整理範囲外）と判断される場所 この場合、必要により一方通行、一時停止等の規制を検討すること。 4 「左折可」の標示板の夜間における視認性が十分でない場合は、道路照明の設置がなされるように努めること。 5 やむを得ず流出部に横断歩道を設置する場合には、横断歩行者を確実に視認できるような場所に設置するとともに、左折車が交差点内を高速で通行することができないように角切り半径の縮小等がなされるように努めること。
	設置場所	左折しようとする車両がその前方から見やすいように、信号機の背面板の下部（信号機に背面板が設けられていない場合にあっては、信号機の灯器の下方）又は道路の左側の路端に近接した当該道路上の位置（歩道と車道の区別のある道路にあっては、車道の左側部分に接する歩道の車線寄りの路端に近接した当該歩道上の位置）
設 置 基 準	標	左折可の標示の設置は、おおむね次の方法によるものとする（図例参照）。 なお、道路の左側の路側に設ける場合にあっては、規則別記様式第一の寸法の1.5倍に拡大するものとする。
	設置方法	図例 